

令和8年 2月16日開会
令和8年 月 日閉会

令和8年第1回北広島市議会定例会

議 案 書

北 広 島 市

議 件

- 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第 2 号 北広島市総合計画に係る基本構想の変更について
- 議案第 3 号 北広島市都市計画マスタープランの変更について
- 議案第 4 号 北広島市宿泊税条例の制定について
- 議案第 5 号 北広島市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第 6 号 北広島市景観条例の制定について
- 議案第 7 号 北広島市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 北広島市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 北広島市職員の給与に関する条例及び北広島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 北広島市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 北広島市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15 号 北広島市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 16 号 北広島市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 北広島市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18 号 北広島市大曲ふれあいプラザ条例を廃止する条例について
- 議案第 19 号 令和 7 年度北広島市一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 20 号 令和 7 年度北広島市一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第 21 号 令和 7 年度北広島市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 22 号 令和 7 年度北広島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 23 号 令和 7 年度北広島市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 24 号 令和 7 年度北広島市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 25 号 令和 8 年度北広島市一般会計予算
- 議案第 26 号 令和 8 年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 27 号 令和 8 年度北広島市霊園事業特別会計予算
- 議案第 28 号 令和 8 年度北広島市介護保険特別会計予算
- 議案第 29 号 令和 8 年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 30 号 令和 8 年度北広島市水道事業会計予算
- 議案第 31 号 令和 8 年度北広島市下水道事業会計予算

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

北広島市長 上 野 正 三

専 決 処 分 書

衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙に要する経費及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費が必要となったが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分する。

令和7年度北広島市一般会計補正予算（第7号）

令和8年1月15日

北広島市長 上 野 正 三

令和7年度北広島市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度北広島市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ23,843千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,215,421千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 道支出金		2,445,931	23,843	2,469,774
	3 委託金	163,252	23,843	187,095
歳入	合計	35,191,578	23,843	35,215,421

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,587,391	23,843	3,611,234
	5 選挙費	53,197	23,843	77,040
歳 出	合 計	35,191,578	23,843	35,215,421

令和7年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(一般会計補正予算第7号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 道支出金	2,445,931	23,843	2,469,774
歳入合計	35,191,578	23,843	35,215,421

歳入

17款 道支出金

3項 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	157,079	23,843	180,922	4 選挙費委託金	23,843	衆議院議員選挙費委託金 23,843
計	163,252	23,843	187,095			

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,587,391	23,843	3,611,234	23,843	0	0	0
歳出合計	35,191,578	23,843	35,215,421	23,843	0	0	0

歳出

2款 総務費

5項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
4 衆議院議員 選挙費	0	23,843	23,843	道支出金	0			1 報酬	5,100	衆議院議員選挙経費 報酬 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 施設等維持管理委託 保守・点検・整備委託 各種電算処理等委託 企画運営・作成等委託 使用料及び賃借料	23,843 5,100 40 287 1,875 6,138 8,549 696 6,847 823 183 1,854
				23,843				7 報償費	40		
								8 旅費	287		
								10 需用費	1,875		
								11 役務費	6,138		
								12 委託料	8,549		
								13 使用料及び 賃借料	1,854		
計	53,197	23,843	77,040	道支出金	0						
				23,843							

給与費明細書

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給 与 費							共済費	合計	備考		
		報酬	給料	期末手当 (年間支給率)	地域手当	寒冷地手当	その他の手当	計					
補正後	長 等	3		27,036	11,194 (3.475月分)			390		38,620	6,472	45,092	退8,936 公44
	議 員	22	93,064		39,357 (3.475月分)					132,421	25,142	157,563	
	その他	27	10,196							10,196		10,196	
	計	52	103,260	27,036	50,551			390		181,237	31,614	212,851	
補正前	長 等	3		27,036	11,194 (3.475月分)			390		38,620	6,472	45,092	退8,936 公44
	議 員	22	93,064		39,357 (3.475月分)					132,421	25,142	157,563	
	その他	27	10,196							10,196		10,196	
	計	52	103,260	27,036	50,551			390		181,237	31,614	212,851	
比 較	長 等	0		0	0			0		0	0	0	退0 公0
	議 員	0	0		0					0	0	0	
	その他	0	0							0		0	
	計	0	0	0	0			0		0	0	0	

備考 1 長等とは、市長、副市長及び教育長をいう。
 2 その他には、地方公務員法第3条第3項第1号の規定により、就任について 議会の選挙、議決又は同意を必要とする職に限定して給与費を記載した。
 (公平委員会委員3人、固定資産評価審査委員会委員3人、選挙管理委員会委員及び補充員8人、監査委員2人、農業委員会委員7人、教育委員会委員4人)

2 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数(人)		給 与 費				共済費	合計	備考
	一般職員	会計年度任用職員	報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(43) 485	(464) 30	535,923	2,062,189	1,494,303	4,092,415	784,951	4,877,366	退 154,640 公 4,349
補正前	(43) 485	(406) 30	532,523	2,062,189	1,494,303	4,089,015	784,951	4,873,966	退 154,640 公 4,349
比 較	0 0	58 0	3,400	0	0	3,400	0	3,400	退 0 公 0

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	【参考】児童手当
	補正後	55,503	195	27,987	51,765	70,208	146,098	2,113	45,045
	補正前	55,503	195	27,987	51,765	70,208	146,098	2,113	45,045
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当	宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
補正後	1,017,241	46,480	0	2,600	29,068	0	0		
補正前	1,017,241	46,480	0	2,600	29,068	0	0		
比 較	0	0	0	0	0	0	0		

()内は短時間勤務職員等の数(外数)

給 与 費 明 細 書

(ア) 一般職員

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給 与 費			共済費	合計	備考	
		報酬	給料	職員手当 計				
補正後	(43) 485	0	1,993,416	1,299,370	3,292,786	655,243	3,948,029	退 154,640 公 4,349
補正前	(43) 485	0	1,993,416	1,299,370	3,292,786	655,243	3,948,029	退 154,640 公 4,349
比 較	0 0	0	0	0	0	0	0	退 0 公 0

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	【参考】児童手当
	補正後	55,503	195	26,468	51,765	70,208	145,771	2,113	44,925
	補正前	55,503	195	26,468	51,765	70,208	145,771	2,113	44,925
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当	宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
	補正後	824,274	46,480	0	2,600	29,068	0	0	
	補正前	824,274	46,480	0	2,600	29,068	0	0	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	

()内は定年前再任用短時間勤務職員等の数(外数)

(イ) 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給 与 費			共済費	合計	備考	
		報酬	給料	職員手当 計				
補正後	(464) 30	535,923	68,773	194,933	799,629	129,708	929,337	退 6,211
補正前	(406) 30	532,523	68,773	194,933	796,229	129,708	925,937	退 6,211
比 較	58 0	3,400	0	0	3,400	0	3,400	退 0

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	【参考】児童手当
	補正後	0	0	1,519	0	0	327	0	120
	補正前	0	0	1,519	0	0	327	0	120
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当	宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
	補正後	192,967	0	0	0	0	0	0	
	補正前	192,967	0	0	0	0	0	0	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	

()内は会計年度任用職員短時間勤務職員の数(外数)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分 67,918	67,918	給与改定の状況 給料の改定率 給料表を平均3.24%引上げ { 給与改定実施時期 令和7年4月1日
		昇給に伴う増減分 0	0	平均昇給率 1.46% (昇給月) (職員数) 昇給期別職員数 1月 457
		その他増減分 △ 67,918	職員の変動による分 退職・新規採用分 0 その他 △ 67,918	0 職員数の異動状況 現在に在職する職員数 本年度 456人 31人 487人 前年度 462人 22人 484人 比 較 -6人 9 3
職 員 手 当	0	制度改正に伴う増減分 40,367	期末勤勉手当率等改定 40,367	年間4.6月分から4.65月分に改定等
		その他増減分 △ 40,367	職員の変動による分 退職・新規採用分 0 その他 △ 40,367	0 0

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円) イ 初任給

(単位:円)

区 分		一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職	区 分	学 歴	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
		令和7年1月1日現在	平均給料月額	305,940	306,249			350,760	-	北広島市の制度	高校卒
	平均給与月額	328,547	332,703	365,817	-	大学卒	220,000	220,000	220,000		-
	平均年齢	40歳0月	39歳7月	51歳5月	-	国 の 制 度	高校卒	188,000	-	-	-
令和6年1月1日現在	平均給料月額	303,380	306,753	399,125	-		大学卒	220,000	-	-	-
	平均給与月額	325,453	333,045	412,892	-						
	平均年齢	39歳6月	39歳7月	55歳10月	-						

備考 定年前再任用短時間勤務職員等を除く。

ウ 級別職員数

()内は定年前再任用短時間勤務職員等の数及び構成比(外数)

区 分	級	一般行政職		消防職		教育公務員		技能労務職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年1月1日 現 在	7級	(-) / 14	(-) / 3.8	(-) / 2	(-) / 2.1	(-) / 2	(-) / 40.0	(-) / -	(-) / -
	6級	(-) / 41	(-) / 11.2	(-) / 10	(-) / 10.3	(-) / -	(-) / -	(-) / -	(-) / -
	5級	(6) / 15	(16.2) / 4.1	(-) / 1	(-) / 1.0	(-) / -	(-) / -	(-) / -	(-) / -
	4級	(6) / 116	(16.2) / 31.7	(-) / 40	(-) / 41.2	(-) / 2	(-) / 40.0	(-) / -	(-) / -
	3級	(25) / 103	(67.6) / 28.2	(7) / 14	(100.0) / 14.4	(-) / 1	(-) / 20.0	(-) / -	(-) / -
	2級	(-) / 40	(-) / 10.9	(-) / 11	(-) / 11.4	(-) / -	(-) / -	(-) / -	(-) / -
	1級	(-) / 37	(-) / 10.1	(-) / 19	(-) / 19.6	(-) / -	(-) / -	(-) / -	(-) / -
	計	(37) / 366	(100) / 100	(7) / 97	(100) / 100	(-) / 5	(-) / 100	(-) / -	(-) / -
令和6年1月1日 現 在	7級	(-) / 13	(-) / 3.5	(-) / 2	(-) / 2.1	(-) / 2	(-) / 50.0	(-) / -	(-) / -
	6級	(-) / 32	(-) / 8.7	(-) / 7	(-) / 7.3	(-) / 1	(-) / 25.0	(-) / -	(-) / -
	5級	(6) / 23	(16.2) / 6.3	(-) / 5	(-) / 5.2	(-) / -	(-) / -	(-) / -	(-) / -
	4級	(6) / 117	(16.2) / 31.8	(-) / 39	(-) / 40.6	(-) / 1	(-) / 25.0	(-) / -	(-) / -
	3級	(25) / 97	(67.6) / 26.4	(7) / 13	(100) / 13.5	(-) / -	(-) / -	(-) / -	(-) / -
	2級	(-) / 52	(-) / 14.1	(-) / 9	(-) / 9.4	(-) / -	(-) / -	(-) / -	(-) / -
	1級	(-) / 34	(-) / 9.2	(-) / 21	(-) / 21.9	(-) / -	(-) / -	(-) / -	(-) / -
	計	(37) / 368	(100) / 100	(7) / 96	(100) / 100	(-) / 4	(-) / 100	(-) / -	(-) / -

(級別の基準となる職務)

区分	職 務 の 内 容
1級	定型的な業務を行う職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務
4級	1 主査等の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務
5級	課長等の職務
6級	1 消防署長等の職務 2 困難な業務を処理する課長等の職務
7級	1 部長等の職務 2 困難な業務を処理する消防署長等の職務

エ 昇給

区 分		合 計	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
補	職員数 (A)	485	381	100	4	0
	昇給に係る職員数 (B)	457	357	96	4	0
正 後	号給数 別内訳	1号給	0	0	0	0
		2号給	37	30	5	2
		3号給	26	20	6	0
		4号給	394	307	85	2
	比率(B)/(A)	94.2%	93.7%	96.0%	100.0%	-
補	職員数 (A)	485	381	100	4	0
	昇給に係る職員数 (B)	457	357	96	4	0
正 前	号給数 別内訳	1号給	0	0	0	0
		2号給	37	30	5	2
		3号給	26	20	6	0
		4号給	394	307	85	2
	比率(B)/(A)	94.2%	93.7%	96.0%	100.0%	-

備考 職員数欄には定年前再任用短時間勤務職員等を含まない。

オ 期末手当・勤勉手当

()内は定年前再任用短時間勤務職員等の支給率

区 分	支給期別支給率		支給率 計	職制上の段階、職務の級等 による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	(1.20)	(1.25)	(2.45)	有
	2.300	2.350	4.65	
補 正 前	(1.2)	(1.2)	(2.4)	有
	2.300	2.300	4.60	
国の制度	(1.20)	(1.25)	(2.45)	有
	2.300	2.350	4.65	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置 等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置 (2%~45% 加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置 (2%~45% 加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	北広島市	札幌市	東広島市
支給率(%)	0%	4%	4%
支給対象職員数(人)	0	1	1
国の指定基準に 基づく支給率(%)	北海道内は札幌市に在勤する職員 4%		東広島市に在勤する職員 4%

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.2%	0.0%	0.9%	0.0%	-
支給対象職員の比率(%) (令和7年1月1日現在)	13.8%	0.0%	68.0%	0.0%	-
手当の名称	防疫作業手当 行旅死病人取扱従事手当 消防業務手当 野犬掃とう業務手当 災害応急対策等派遣手当				

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同	
住居手当	異	支給最高限度額 月額 27,000 円 家賃 支給額 (1)23,000円以下 (1)家賃-11,000円 (2)23,001~52,999円 (2)(家賃-23,000円)×1/2+12,000円 (3)53,000円以上 (3)27,000円
通勤手当	異	交通機関等利用者 実費支給 交通用具使用者 通勤距離に応じて定額支給

議案第2号

北広島市総合計画に係る基本構想の変更について

北広島市総合計画に係る基本構想を別紙のとおり変更するため、北広島市議会の議決すべき事件に関する条例（平成30年北広島市条例第2号）第2条第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月16日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

第6次北広島市総合計画の開始以降の社会情勢や市を取り巻く環境の変化等に適切に対処するため、総合計画の基本構想を変更するものです。

北 広 島 市 総 合 計 画 (第 6 次)

基 本 構 想

- 1 基本構想の目的
- 2 まちづくりのテーマ
- 3 めざす都市像
- 4 基本目標
- 5 将来目標人口
- 6 ボールパーク構想と連携した新たな価値の創造
- 7 土地利用
- 8 地区のまちづくり
- 9 施策体系

1 基本構想の目的

この基本構想は、本市のまちづくりの基本的な方向性（まちづくりのテーマ、めざす都市像、基本目標、将来目標人口、ボールパーク構想と連携した新たな価値の創造、土地利用、地区のまちづくり）及びこれを実現するための施策の体系からなり、令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの期間における総合的で計画的な行政運営を図ることを目的とした指針です。

2 まちづくりのテーマ

自然と創造の調和した豊かな都市

本市は、昭和 45 年度（1970 年度）に広島町総合開発計画を策定して以来、「自然と創造の調和した豊かな都市」をまちづくりのテーマに掲げ、自然に囲まれた美しいまちなみの中に、市民が住み良さを実感しながら、いきいきと活動するまちをめざしてきました。

これからも、このテーマを継承し、「豊かな自然」、「利便性の高い都市機能」、「交通の要衝」などといった本市の個性を生かし、快適な生活環境の形成に努めるとともに、将来にわたって着実に成長する魅力あるまちづくりを進めていきます。

3 めざす都市像

将来にわたるまちづくりのテーマ「自然と創造の調和した豊かな都市」の実現に向けて、今後10年間の計画期間においてめざす都市像を、次のとおり設定します。

希望都市 だれもが希望を持って、輝けるまち

子どもからお年寄りまで多世代の方々が趣味、仕事、家族、友人などそれぞれの楽しみや喜びを持った生活を営み、すべての市民が希望を持ち、人が輝くまちをめざします。

交流都市 多様な交流が生まれ、にぎわいと活力にあふれるまち

観光、産業、教育、スポーツ、芸術文化などあらゆる分野において、国内外を問わず、多くの人々が行き交い、市民との多様な交流を創出することにより、にぎわいと活力にあふれるまちをめざします。

成長都市 未来に向かって、着実に成長するまち

緑豊かな充実した生活環境を維持・向上させるとともに、本市の歴史や様々な魅力に市民が誇りと愛着を持てるまちづくりを実践し、未来に向かって、着実に成長するまちをめざします。

4 基本目標

めざす都市像の実現に向けて、まちづくりの基本目標を設定し、分野別の施策を推進します。

基本目標1 とともに歩み笑顔が輝くまち

世代を超えて手を取り合い、ともに歩みながら、安心して子どもを産み育て、だれもが健康でいきいきと生活できる環境のあるまちをつくります。

基本目標2 学び合い心を育むまち

生きる力や豊かな心を育む教育を実践し、身近なところでスポーツや文化に触れることができ、市民同士の学びが循環するまちをつくります。

基本目標3 だれもが安全に暮らせるまち

災害に強く、安全・安心な生活が確保されるとともに、すべての市民が平等で、お互いに尊重し協力し合う暮らしやすいまちをつくります。

基本目標4 住みよい環境にかこまれたまち

快適な生活を支える都市基盤を整備するとともに、豊かな自然環境の中で持続可能な暮らしができるまちをつくります。

基本目標5 活力みなぎる産業と交流のまち

力強い産業活動が展開され、働く人々が充実し、多くの人々が笑顔で交流し合うまちをつくります。

基本目標6 つながり成長するまち

市民との協働や広域的な連携による魅力あるまちづくりを実践し、だれもが地域に誇りや愛着を持って成長を実感できるまちをつくります。

5 将来目標人口

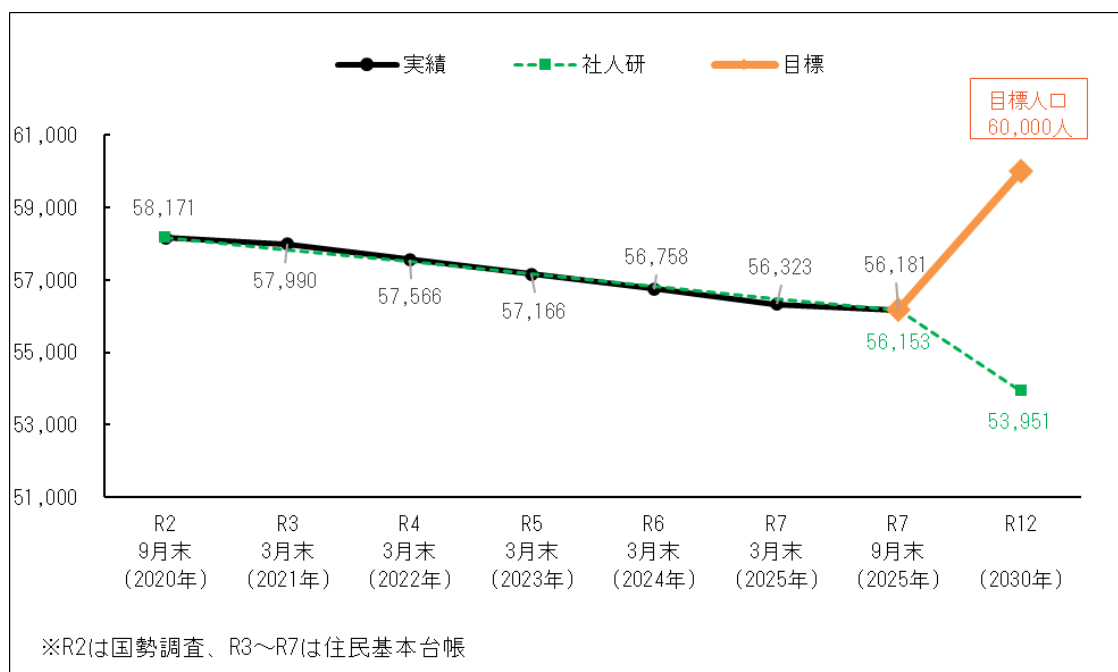
国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が令和 5 年（2023 年）に公表した本市の推計人口は、令和 2 年（2020 年）の 58,171 人から、令和 7 年（2025 年）には 56,153 人、令和 12 年（2030 年）には 53,951 人になると推計されています。

北広島市総合計画（第 6 次）では、計画期間の最終年である令和 12 年（2030 年）の目標人口を 60,000 人と定め、様々な定住施策に取り組んできたこともあり、人口は減少傾向にあるものの、同研究所の令和 2 年（2020 年）の推計を上回る状況となっています。

人口減少は、税収減による行政サービスの低下、地域コミュニティの衰退など市民生活に影響を及ぼす可能性があります。そのため、今回の中間年度見直しでは、計画最終年度の令和 12 年度（2030 年度）の目標人口を、計画策定時に引き続き 60,000 人と設定し、持続可能なまちづくりに取り組んでいきます。

居住環境の充実、新たな産業集積、就業機会の拡大、子育て環境の充実、学校教育の充実、利便性の高い公共交通網の構築、地区の特性に応じた都市機能の整備など定住促進に向け、本市の価値や魅力を高める取組を展開するとともに、ボールパーク構想と連携した各種政策を推進していきます。

市内に立地する大型商業施設や観光施設には、近隣はもとより国内外から大勢の観光客や買い物客が訪れています。また、企業や大学、専門学校、高校などの教育機関には、市外から多くの人々が通勤・通学しています。このような本市との交流や関係を持つ人々を創出・拡大し、関わりを深めていくことにより、将来的な定住人口の増加につながるよう裾野の拡大を図ります。



6 ボールパーク構想と連携した新たな価値の創造（北で広がる夢がある）

本市は、札幌市と新千歳空港の間に位置し、大都市へのアクセスの良さを持ちながら、豊かな緑の環境を保持しており、自然と利便性の高い都市機能が調和する魅力的な住環境を有する一方で、急速な少子高齢化の進行、地域活力の低下などの課題を抱えています。

官民連携プロジェクトとして、令和5年（2023年）にプロ野球「北海道日本ハムファイターズ」の新球場を核としたボールパークが開業しました。このボールパークは、プロスポーツの試合観戦という役割だけではなく、多くの人々がこのまちに集い、交流を育むとともに、今後のまちづくりにおいて重要な役割を担うエリアでもあります。このボールパークを核としたボールパーク構想を推進することにより、子どもたちが未来に夢や希望を抱き、市民がこのまちに誇りと愛着を感じるとともに、まちづくりの様々な分野に波及効果を生み出すものと考えられます。

本市では、持続可能な都市経営と地域課題の解決に向けて、ボールパーク構想※1と連携したまちづくりを推進していきます。

7 土地利用

本市の持つ地理的、経済的条件などを踏まえ、活力ある産業の振興や魅力的で快適な生活環境の向上を図ります。また、人口減少や少子高齢化の進展などに対し、持続可能な行政運営や自然環境の保全の観点から、既存の都市基盤を有効活用した集約型の都市構造への誘導を図るとともに、都市の質的な向上・再生や防災機能の強化などを進めます。

コンパクトなまちづくりを基調とするため、既成の市街化区域を基本とした市街地の形成を図ります。しかしながら、大きな社会情勢の変化等が生じた場合には、既成市街地との一体性や周辺環境との調和、適正な規模など慎重な判断の下で、土地利用について検討します。

市街化調整区域では、無秩序な都市的土地利用は認めないこととし、農地や森林などの保全に努めるほか、地域が有する自然や歴史、文化などの固有の魅力や価値を生かした土地利用を図ります。

自然と共生したまちづくりを進めるため、都市機能の集約する市街地と森林・農業地域とがバランスを保つよう、計画的な土地利用の誘導を図ります。

8 地区のまちづくり

本市は、国道 36 号や国道 274 号、道道江別恵庭線や羊ヶ丘通等の広域幹線道路、道央自動車道、JR 千歳線の沿線など交通の利便性が高い地域に位置しており、丘陵地帯に広がる野幌原始林などの森林を取り囲む形で市街地が形成されています。これらの市街地を中心とした生活圏を形成する 5 つの地区（東部地区、西部地区、大曲地区、西の里地区、北広島団地地区）について、それぞれが持つ特性や機能性を考慮しながら計画的なまちづくりを進めていくために、各地区のまちづくりの基本的方向を示します。

(1) 東部地区

【地区の特性(現況と課題)】

■広域交流拠点の整備

東部地区は、明治17年（1884年）の広島県人の集団入植によって開拓が始まった本市発祥の地であり、昭和初期には、現在の道道江別恵庭線の沿道に集落が形成されていました。その後、JR千歳線や道道江別恵庭線などの整備により、交通の利便性が高まるとともに、市役所などの公共施設、商工業施設、高校、大学、芸術文化ホールなどの文教施設などが集積し、多世代の住民が集う地区となっています。ボールパークが開業し、市内外の人々による多様な交流が生まれているため、これらのにぎわいが様々な分野に波及するよう交流機能や産業機能の充実を図るとともに、良好な景観が保たれた地区を形成する必要があります。

■ボールパークによる新たなまちづくり

平成30年（2018年）10月31日に、きたひろしま総合運動公園予定地に新球場の建設が正式に決定し、令和5年（2023年）にボールパークが開業しました。引き続き、道路の新設やJR新駅の整備など交通機能の強化と併せて住環境の保全を図るとともに、JR北広島駅周辺との連坦性を持ったまちづくりを推進する必要があります。

■地域資源の保全と活用

市街地の近くには、国有林をはじめとする豊かな森林が広がっており、自然景観や眺望に恵まれた場所に宿泊施設や温泉施設が立地しているほか、市街地内には、輪厚川が流れており、親水空間化されています。また、地区内の東側には、農地が集積し、稲作、野菜生産、酪農・畜産が行われているため、これらと豊かな自然環境や景観を

適正に保全するとともに、地域資源として捉え、有効活用を図っていく必要があります。

■ 治山・治水対策の推進

昭和25年（1950年）の豪雨により輪厚川、昭和56年（1981年）の豪雨により島松川が決壊し、東部地区内の東側にある低地帯は大被害に遭い、住民の生活基盤に大きな被害をもたらしました。そのため、これらの河川について、継続的に改修事業を実施してきました。また、千歳川流域は、特定都市河川に指定され、千歳川河川整備計画等に基づいて、令和2年(2020年)に北広島市東の里遊水地が供用開始されたほか、千歳川や輪厚川などの改修が進められています。水害を未然に防ぐため、森林の保水機能を重視した治山対策とともに、自然環境に配慮した治水対策を進める必要があります。

【地区の基本的方向】

- ① 公共施設、商工業施設、文教施設などの活用により、広域的な交流と世代間の交流によるにぎわいが創出され、市の中心的な役割を担う地域にふさわしい魅力と機能性を有する地区をつくります。
- ② 国道 274 号、道道江別恵庭線、道道栗山北広島線などの幹線道路や J R 駅の利便性を生かした産業機能などの充実を図るとともに、良好な景観が保たれた活力みなぎる地区をつくります。
- ③ 地区内外の移動に係る利便性向上や交流の活性化を図り、地区内での快適な生活を確保するとともに、他地区や近隣市との往来がしやすく、交通環境が充実した地区をつくります。
- ④ J R 北広島駅周辺と J R 新駅を含めたボールパーク周辺の連担性を持ったまちづくりを推進するとともに、生活の利便性が高く、良好な住環境とにぎわいが調和した地区をつくります。
- ⑤ 季節感を演出する広大な森林などの自然環境や地区の東側に集積する農地を保

全し、これらの地域資源を生かしたレクリエーション空間の創出などにより、生活の身近なところで緑に触れられる地区をつくります。

- ⑥ 森林や河川の整備などによる治山・治水対策により、災害に強く、安全に安心して暮らせる地区をつくります。

(2) 西部地区

【地区の特性(現況と課題)】

■旧島松駅通所周辺の整備

西部地区は、明治初期からの開拓の歴史を持つ地区であり、旧島松駅通所、クラーク記念碑、寒地稲作発祥の地の碑など北海道の開拓史上、重要な史跡が保存されています。また、旧島松駅通所は、道内に残る最古の駅通所として昭和59年（1984年）に国指定史跡となっていますが、老朽化が進んでいることから、大規模改修を行ったところです。これらの貴重な歴史や文化財を後世に継承するとともに、より多くの人の目に触れることができるよう旧島松駅通所とその周辺地域を含めた一体的な活用が必要となっています。

■買い物環境や公共交通など生活の利便性向上

西部地区内において、人口減少や局地的な高齢化が進行していく中で、住民の商業需要に対応できる施設が少なく、また、公共交通に関する地区住民の満足度が低い状況となっています。そのため、買い物環境や公共交通などを充実させ、生活の利便性向上を図る必要があります。また、コミュニティ活動を支える交流機能も充実を図り、安心して住み続けられる地域づくりを推進していく必要があります。

■産業の活性化等を図る新たな土地利用の検討

西部地区内を南北に道央自動車道、国道36号が通っており、羊ヶ丘通においては、国道36号まで整備されていますが、道路交通機能の強化を図るため、延伸に向けて今後も関係機関と協議を進める必要があります。また、国道36号や羊ヶ丘通沿道、輪厚パーキングエリア周辺は、交通の利便性を生かした土地利用を図る必要があります。

■地域資源の活用

西部地区は、畑作と酪農地帯としての役割を担っているほか、豊かな自然に抱かれた地区として、スキー場、ゴルフ場、キャンプ場などのスポーツ・レクリエーション施設があり、市内外から多くの人を訪れています。豊かな自然環境や良好な景観を保全するとともに、これらの施設などを地域資源として活用した交流空間の創出が必要となっています。

■治山・治水対策の推進

昭和 25 年(1950 年)の豪雨により、住民は、生活基盤に大きな被害を受けました。水害を未然に防ぐため、森林の保水機能を重視した治山対策とともに、自然環境に配慮した治水対策を進める必要があります。

【地区の基本的方向】

- ① 国指定史跡旧島松駅通所とその周辺地域の一体的な有効活用により、貴重な歴史や文化財を後世に継承するとともに、人が学び憩える魅力ある交流空間が形成された地区をつくります。
- ② 通勤、通学、買い物など日常的な移動が円滑にできる公共交通や道路などのネットワークの形成を推進し、地区内で快適な生活を確保するとともに、他地区や近隣市との往来がしやすい交通環境が充実した地区をつくります。
- ③ 国道 36 号や道央自動車道などが通っている交通の要衝としての機能を生かした産業機能などの充実を図るとともに、良好な景観が保たれた活力みなぎる地区をつくります。
- ④ 輪厚パーキングエリア周辺や国道36号沿線などの有効な土地利用の検討を含め、生活の利便性向上に向けた都市機能・交流機能の充実を図り、地区がにぎわい、地域コミュニティ※1が活発な地区をつくります。
- ⑤ 豊かで広大な自然を生かしたスポーツ・レクリエーション施設、史跡等の活用やグリーンツーリズムによる交流空間を形成し、市内外から多くの人を訪れ、にぎわ

いと活気がある地区をつくります。

- ⑥ 森林や河川の整備などによる治山・治水対策により、災害に強く、安全に安心して暮らせる地区をつくります。

(3) 大曲地区

【地区の特性(現況と課題)】

■都市基盤の充実

明治6年(1873年)に札幌本道(現在の国道36号)が開通し、国道36号と道道栗山北広島線の交差点付近に集落が形成されました。昭和40年(1965年)代から民間の宅地開発などによる住宅地の整備とともに、人口が急増し、古くからの住宅地と新しい住宅地が混在しています。市街地周辺の樹林地などの自然環境を保全しながら、道路や公園などの都市基盤の充実を図る必要があります。

■一体的な地域づくりの推進

大曲地区内の国道36号付近には、大曲会館や市役所大曲出張所があり、地区の中心的な役割を担っています。一方で、道道栗山北広島線沿いでは、ふれあい学習センターや商店街が交流・商業機能を担っているため、地区内のこれらの機能を一体的に活用できる、生活の利便性が高い地域づくりを推進していく必要があります。

■交流空間の創出と交通環境の充実

大曲地区内には、大型商業施設や農業体験施設などがあり、これらの施設を活用した交流空間の創出が必要となっています。また、大型商業施設周辺やボールパークにおけるイベント開催時には、交通渋滞が発生しており、渋滞解消に向けた道路交通機能の強化や住環境の保全を図る必要があります。

■産業機能などの充実

大曲地区は、南北に道央自動車道、国道36号、羊ヶ丘通など広域幹線道路が通っており、札幌市や新千歳空港などを結ぶ交通の要衝となっています。これらの恵まれた立地条件を生かし、大曲工業団地には、多くの企業が立地操業しています。今後も、交通の利便性を生かした産業機能などの充実を図る必要があります。

■災害に強いまちづくり

平成30年(2018年)9月6日に発生した北海道胆振東部地震により、昭和40年(1965年)代に民間事業者の宅地開発によって住宅地が形成された大曲並木地区の盛土によるのり面や擁壁が崩壊・崩落し、家屋が全壊・大規模半壊などの被害を受けました。地域の方々が安全に安心して暮らせるよう、早期復旧に取り組むとともに、地域コミュニティの再構築を図り、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

【地区の基本的方向】

- ① 市街地周辺の自然を保全しながら住環境と都市基盤の充実を図り、生活の利便性が高い地区をつくります。
- ② 地区内外の移動に係る利便性向上や交流の活性化を図り、地区内での快適な生活を確保するとともに、他地区や近隣市との往来がしやすく、交通環境が充実した地区をつくります。
- ③ 大型商業施設やグリーンツーリズムを生かした交流空間を形成し、市内外から多くの人が訪れ、にぎわいと活気がある地区をつくります。
- ④ 大型商業施設周辺の交通の円滑化を促進し、国道36号や道央自動車道などが通っている交通の要衝としての機能を生かした産業機能などの充実を図るとともに、良好な景観が保たれた活力みなぎる地区をつくります。
- ⑤ ボールパークにより増加した交通需要に対し、道道栗山北広島線などの道路交通機能を強化し、交通の円滑化を促進するとともに、良好な住環境とにぎわいが調和した地区をつくります。
- ⑥ 北海道胆振東部地震の経験を活かし、災害に強く、安全に安心して暮らせる地区をつくります。

(4) 西の里地区

【地区の特性(現況と課題)】

■だれもが暮らしやすい地区の形成

西の里地区は、明治 28 年(1895 年)頃から集落が形成され、昭和 45 年(1970 年)からは、西の里団地の造成を契機に、住宅地が計画的に形成されてきました。また、福祉施設などが集積している地区の特徴などから、昭和 62 年(1987 年)には、北海道の補助事業に基づいた「ノーマライゼーション推進事業」を西の里地区で実施するなど、地域住民同士の交流も行われてきました。今後は、西の里出張所や西の里公民館、医療施設、福祉施設などの公共公益施設のほか、国道 274 号沿道の利便性を生かした商業・業務施設等の充実を図り、だれもが暮らしやすい地域づくりを推進する必要があります。

■自然環境と調和した住環境の形成

西の里地区は、江別市から連なる野幌原始林の一部に、特別天然記念物が指定されているなど、豊かな自然に囲まれた地区となっています。また、市街地内においては、西の里公園や虹ヶ丘公園など緑豊かな公園があり、今後も、自然環境・**景観**と調和した住環境の形成を図る必要があります。

■交通環境の充実

西の里小学校や西の里中学校は、住宅地から離れており、また、JR上野幌駅は、隣接する札幌市内にあることから、通勤・通学時には、比較的長い距離の移動が必要となっています。自家用車以外でも安全で快適に移動ができる地区を形成するため、歩行者や自転車の安全性と快適性を高めるとともに、公共交通の利便性も高める必要があります。また、ボールパーク開業で**増加した**交通需要に対応するため、道路交通機能の強化や住環境の保全を図る必要があります。

■J R 上野幌駅に係る利便性の向上

J R 上野幌駅については、駅舎のバリアフリー化が重要な課題となっています。また、駅周辺の有効な土地利用についても、検討していく必要があります。これらの課題について、今後も関係機関と協議を進める必要があります。

【地区の基本的方向】

- ① 地区住民のコミュニティの中心となる生活拠点の形成を図るとともに、医療施設や福祉施設が集積しているノーマライゼーションの地区として、ともに支えあい、人にやさしい地区をつくります。
- ② 国道274号や市道厚別東通線沿道の有効な土地利用の検討や地域への商業・業務施設などの充実を図るとともに、良好な景観が保たれた地区をつくります。
- ③ 豊かな緑と調和した住環境の形成を図るとともに、子どもが遊び、高齢者や障がい者が憩い交流できる地区をつくります。
- ④ 通勤、通学、買い物など日常的な移動が円滑にできる公共交通や道路などのネットワークの形成を推進し、地区内で快適な生活を確保するとともに、他地区や近隣市との往来がしやすい交通環境が充実した地区をつくります。
- ⑤ ボールパークにより増加した交通需要に対し、国道274号の道路交通機能を強化し、交通の円滑化を促進するとともに、良好な住環境とにぎわいが調和した地区をつくります。
- ⑥ J R 上野幌駅が立地する利便性を生かした駅周辺の土地利用の検討を含め、住民が安全に安心して J R 上野幌駅を利用できる利便性が高い地区をつくります。

(5) 北広島団地地区

【地区の特性(現況と課題)】

■ 緑豊かな住環境の充実

北広島団地地区は、道営の住宅団地として昭和45年(1970年)から造成され、緑豊かなゆとりある住環境が特徴であるほか、歩行者の交通安全を確保するため、歩車分離が積極的に図られた地区となっています。また、地区内には、総合公園、近隣公園、自転車歩行者専用道路などがあり、憩いの場、スポーツや健康づくりの場として利用されていますが、社会情勢や住民ニーズの変化に対応した魅力ある空間づくりを図る

必要があります。

■ J R 北広島駅周辺の整備

北広島団地地区は、隣接する東部地区と併せて本市の商業、交通、文化などの中心地として発展し、JR北広島駅東西を連絡するエルフィンパークなど「北広島の顔づくり」が進められてきました。ボールパーク開業によって、多くの人が行き交うアクセス拠点となったJR北広島駅周辺における都市機能の充実やにぎわいづくりを図る必要があります。

■ 子育て世代の定住促進

北広島団地地区は、昭和 45 年(1970 年)の造成開始から 50 年が経過し、緑が豊かで落ちつきのある住宅地へと成熟してきた一方で、少子高齢化の進行とともに、空き家が増加している状況となっています。緑豊かな美しい住環境や住民主体のコミュニティを維持するため、子育て世代の定住を促進する必要があります。

■ 買い物環境や公共交通など生活の利便性向上

北広島団地地区内の商業施設は、自動車利用の増大、商業の業態や消費者ニーズの多様化などにより、減少してきました。このような状況に加えて、住民の高齢化が進み、買い物環境の改善や公共交通の充実が求められていることから、生活の利便性向上を図る必要があります。

【地区の基本的方向】

- ① 地区内の各種公園や自転車歩行者専用道路などの特徴的な都市機能を生かし、多世代の住民が歩きやすく、地区の愛称「さんぼまち」にふさわしい、緑豊かで季節感を感じられる良好な景観が保たれた地区をつくります。
- ② J R 北広島駅西口周辺の価値と魅力を高めるため、都市機能の再整備を進め、地域住民等の集える交流空間が形成された地区をつくります。
- ③ ボールパークにより増加した交通需要に対し、交通の円滑化を促進するとともに、良好な住環境とにぎわいが調和した地区をつくります。

- ④ 土地利用の見直しや不動産の流動化の促進などにより、子育て世代の定住を促進し、都市機能や地域コミュニティの維持・向上を図り、多世代が集い暮らしやすい地区をつくります。

- ⑤ 地区内の地域コミュニティ施設などを住民の交流拠点として充実させ、子どもから高齢者まで、世代を超えた交流ができる地区をつくります。

- ⑥ 通勤、通学、買い物など日常的な移動が円滑にできる公共交通や道路などのネットワークの形成を推進するとともに、商業機能などの充実を図り、生活の利便性が高い地区をつくります。

9 施策体系

まちづくりのテーマ

自然と創造の調和した豊かな都市

めざす都市像

希望都市 交流都市 成長都市

基本目標

- (1) とともに歩み笑顔が輝くまち（福祉・健康）
 - ① 子育て支援の充実
 - ② 高齢者福祉・介護の充実
 - ③ 障がい福祉の充実
 - ④ 地域福祉の充実
 - ⑤ 健康づくり・地域医療の充実

- (2) 学び合い心を育むまち（教育・文化）
 - ① 学校教育活動の充実
 - ② 学校教育環境の整備
 - ③ 安心して学べる体制の充実
 - ④ 社会教育の充実
 - ⑤ 芸術文化の振興
 - ⑥ 歴史の継承と創造
 - ⑦ 読書活動の充実

- (3) だれもが安全に暮らせるまち（安全・安心）
 - ① 防災対策の推進
 - ② 消防・救急体制の充実
 - ③ 交通安全・防犯対策・消費者保護の推進
 - ④ 平和・人権尊重社会・男女共同参画の推進

(4) 住みよい環境にかこまれたまち（都市基盤・生活環境）

- ① 都市機能の整備
- ② 居住環境の充実
- ③ 公共交通の充実
- ④ 道路環境の充実
- ⑤ 水の供給・下水処理の充実
- ⑥ 環境保全の推進
- ⑦ ごみ対策の推進
- ⑧ 緑の充実

(5) 活力みなぎる産業と交流のまち（産業・観光）

- ① 農業の振興
- ② 工業の振興・企業誘致
- ③ 商業の振興
- ④ 雇用と就業環境の充実
- ⑤ 観光の振興・シティセールスの推進
- ⑥ 交流・多文化共生の推進
- ⑦ スポーツの振興

(6) つながり成長するまち（市民・行政）

- ① 市民参加・協働の推進
- ② 産学官連携の推進
- ③ 行財政運営の推進

ボールパーク構想と連携した新たな価値の創造（北で広がる夢がある）

議案第3号

北広島市都市計画マスタープランの変更について

北広島市都市計画マスタープランを別冊のとおり変更するため、北広島市議会の議決すべき事件に関する条例（平成30年北広島市条例第2号）第2条第2号の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月16日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

第2次北広島市都市計画マスタープランの開始以降の社会情勢や市を取り巻く環境の変化等に適切に対処するため、都市計画マスタープランを変更するものです。

議案第 4 号

北広島市宿泊税条例の制定について

北広島市宿泊税条例を別紙のとおり制定いたしたい。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)第 7 3 1 条の規定に基づき、新たに宿泊税を課することについて、必要な事項を定めるものです。

北広島市宿泊税条例

(宿泊税)

第1条 市は、旅行者等の受入環境の整備、新たな魅力の提供及び持続可能な観光の推進を図る施策に要する費用並びに第12条第1項に規定する納入に要する費用に充てるため、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業をいう。
- (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- (5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。

(納税義務者)

第3条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(課税免除)

第4条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童、生徒又は学生であって、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの
- (2) 次に掲げる施設が主催する行事(当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。)に参加している満3歳以上の幼児
ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設並びに同法第39条第1項に規定する保育所並びに同法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設
- (3) 前2号に規定する修学旅行その他学校行事又は行事の引率者

(課税標準)

第5条 宿泊税の課税標準は、宿泊者1人1泊の宿泊料金とする。

(税率及び税額の端数計算)

第6条 宿泊税の税率は、100分の3とする。

2 宿泊税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の17第2項第9号の条例で指定する法定外目的税とする。

(税額控除)

第7条 宿泊税の納税義務者の前2条の規定を適用した場合における宿泊税額から、宿泊者1人1泊について、次の各号に掲げる宿泊料金の区分に応じ、当該各号に定める額を控除するものとする。

(1) 2万円未満のもの 100円

(2) 2万円以上5万円未満のもの 200円

(3) 5万円以上のもの 500円

(徴収の方法)

第8条 宿泊税の徴収は、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第9条 宿泊税の特別徴収義務者(以下「特別徴収義務者」という。)は、宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を営む者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。

3 前2項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(経営申告)

第10条 宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を営もうとする者は経営開始の日の5日前までに、前条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者は指定を受けた日から10日以内に、宿泊施設ごとに、規則で定める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告をした者は、規則で定める事項に異動を生じたときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

3 第1項の規定による申告をした者は、当該宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした者であって、当該届出に係る休止期間を定めなかったものは、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

5 第1項の規定による申告をした者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(申告納入)

第11条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの期間に徴収すべき宿泊税に係る宿泊数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及び当該申告書に係る納入金を納入書によって納入しなければならない。

- 2 特別徴収義務者が申告納入すべき宿泊税額が規則で定める額以下であることその他規則で定める要件に該当する者として市長の承認を受けた場合には、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊数、税額その他必要な事項を記載した申告書を、同表の右欄に掲げる日までに、市長に提出し、及び当該申告書に係る納入金を納入書によって納入しなければならない。ただし、宿泊施設の経営を1月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1月以内に、これを申告納入しなければならない。

12月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

- 3 市長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

(特別徴収義務者のための納入)

第12条 市は、第7条の規定により控除されるべき額で同条の規定による宿泊税額の計算上、控除することができなかつた税額があるときは、当該宿泊税の納税義務者が北海道宿泊税条例(令和6年北海道条例第83号。以下「道条例」という。)第3条の規定により課される税額のうち控除することができなかつた税額に相当する額を法第20条の6第1項の規定により当該宿泊税に係る道条例第7条第1項に規定する特別徴収義務者のために納入するものとする。

- 2 前項の規定による納入が行われた場合において、市長は、当該納入により同項に規定する特別徴収義務者に対して生じる債権を放棄する。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第13条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当できる。

- 3 市長は、第1項の申請があつた場合には、同項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(納税管理人)

第14条 特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所(以下この項にお

いて「住所等」という。)を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、市内に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に規則で定める事項を記載した申告書を市長に提出し、又は市外に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうち当該納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、同日から10日以内に規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告書又は申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請し、その認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第15条 前条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(更正及び決定に係る不足金額等の納入)

第16条 特別徴収義務者は、法第733条の16第4項、第733条の18第8項又は第733条の19第5項の規定による宿泊税に係る更正又は決定の通知を受けた場合は、当該不足金額(更正による納入金の不足金額又は決定による納入金額をいう。)及び過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額を、それぞれ当該通知書で指定する納期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第17条 特別徴収義務者は、帳簿を備え、次に掲げる事項を宿泊施設ごとに記載し、当該帳簿を第11条に規定する申告書の提出期限(次項において「提出期限」という。)の翌日から起算して3月を経過した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、当該書類を提出期限の翌日から起算して3月を経過した日から2年間保存しなければならない。

- (1) 宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第18条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿(以下「関係帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により作成をしなければならない書類(以下「関係書類」という。)の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき(当該関係書類の保存が行われている場合を除く。)は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

(関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第19条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は関係書類(以下「関係帳簿書類」という。)の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当

該関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(地方税に関する法令等の規定の適用)

第20条 第18条各項又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け、作成及び保存が行われている関係帳簿書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する地方税に関する法令、北広島市税条例(昭和25年広島村条例第14号。以下「税条例」という。)又は北広島市税条例施行規則(昭和56年広島町規則第30号)の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿書類とみなす。

(賦課徴収)

第21条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び税条例の定めるところによる。

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第22条 宿泊税は、令第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号に規定する法定外目的税であって、条例で指定するものとする。

(減免)

第23条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者に限り、宿泊税を減免する。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条第1項の規定によって帳簿に記載すべき事項について記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同項の帳簿を隠匿した者

(2) 第17条第1項の規定に違反して同項の帳簿を5年間保存しなかった者

(3) 第17条第2項の規定によって作成すべき書類について作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成した者又は同項の書類を隠匿した者

(4) 第17条第2項の規定に違反して同項の書類を2年間保存しなかった者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(規則への委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項から第6項までの規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる宿泊(施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。)について適用する。

(準備行為)

- 3 特別徴収義務者の指定、納税管理人に係る承認及び認定その他宿泊税を徴収するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 4 この条例の公布の日において現に宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を営んでいる者又は同日から施行日の前日までの間において営もうとする者は、施行日の前日までに、第10条第1項の規定の例により市長に申告しなければならない。
- 5 施行日から起算して5日を経過する日までの間において宿泊施設の営もうとする者は、施行日の前日までに、第10条第1項の規定にかかわらず、同項の規定の例により市長に申告しなければならない。
- 6 前2項の規定による申告をした者は、当該申告をした事項に異動があったときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(徴収の方法の特例)

- 7 市内の宿泊施設において道条例第3条の規定に基づき課される税(以下「道宿泊税」という。)がある場合は、法第20条の3第1項ただし書の規定に基づき、道宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

(道宿泊税に係る督促、滞納処分等)

- 8 市長は、道宿泊税について、宿泊税と併せて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。

(道宿泊税の税率変更に伴う所要の修正)

- 9 第7条の規定については、道宿泊税の税率が変更された場合には、所要の修正を加えるものとする。

(検討)

- 10 市長は、この条例の施行後5年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

議案第 5 号

北広島市犯罪被害者等支援条例の制定について

北広島市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定いたしたい。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

犯罪被害者等の支援等について、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、支援の基本となる事項など、必要な事項を定めるものです。

北広島市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)及び北海道犯罪被害者等支援条例(平成30年北海道条例第7号)の規定を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援に関する施策を円滑に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、もって誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 次に掲げる者(イに掲げる者にあつては、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)をいう。
 - ア 犯罪等により害を被った者
 - イ アに掲げる者の家族又は遺族
- (3) 市民等 市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 関係機関等 国、北海道、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関(報道を業として行う個人を含む。)による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、配慮して行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次被害を生じさせることのないよう十分配慮して行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、その受けた被害を回復し、又は軽減するために必要な支援が提供されるよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(市民等及び事業者の責務)

第5条 市民等及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労について配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第7条 市は、犯罪被害者等が犯罪等によって受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給その他の必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第10条 市は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第11条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ、二次被害を受けないよう、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性について市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動等を行うものとする。

(支援の制限)

第12条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援

を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 6 号

北広島市景観条例の制定について

北広島市景観条例を別紙のとおり制定いたしたい。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

景観法（平成 1 6 年法律第 1 1 0 号）の規定に基づき、景観計画の策定や一定規模以上の建築行為の制限等について、必要な事項を定めるものです。

北広島市景観条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 景観計画(第7条—第9条)

第3章 行為の届出等(第10条—第21条)

第4章 景観重要建造物、景観重要樹木及び景観重要公共施設(第22条—第26条)

第5章 景観協定(第27条)

第6章 市民等による景観づくりの推進(第28条・第29条)

第7章 北広島市景観審議会(第30条—第36条)

第8章 雑則(第37条—第40条)

附則

北広島市に広がる野幌丘陵のなだらかな地形と豊かな自然、寒地稲作と広島開拓の歴史が育んだ田園の広がり、そして暮らしに溶け込む豊かな緑は、この地に住む私たちが日々の暮らしの中で享受してきた、かけがえのない財産である。この美しい景観は、先人たちが長きにわたり樹林地や農地を守り育み、自然と共にある暮らしを紡いできた歴史の積み重ねであり、一度失えば元に戻すことは極めて困難である。

新たな都市活動が進展する一方で、周辺環境への配慮に欠けた土地利用の転換は、私たちが当たり前目にしてきた丘陵の緑や眺望、地域の静謐な景観を損なう懸念を生じさせている。

私たちが慣れ親しんできた景観を、心に残る原風景として子どもたちに残していくためには、私たち一人ひとりが、ふるさとの景観を今一度見つめなおし、意識をもってこれを守り、育んでいくという姿勢を示さなければならない。

私たちは、北海道ボールパークFビレッジに代表される新たな創造的価値を迎え、この変化を受け入れるとともに、これまで育んできた北広島らしい自然景観と創造が調和した豊かな都市を実現する。

ここに、私たちは、市民、事業者、行政が共に手を携え、調和、協働、そして挑戦の精神をもって我がまちの景観形成を推進し、この誇れるまちの姿を将来にわたって継承していくために、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の良好な景観の形成に関し、市、市民及び事業者の責務及び景観形成の基本原則、市民等との協働による景観形成の推進並びに景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めることにより、本市が目指す自然と創造が調和した豊かな都市景観の形成を図り、もって市民が快適な生活を営むことができる魅力ある都市の実現に寄与することを目的

とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観計画 法第8条第1項に規定する景観計画をいう。
- (2) 景観計画区域 法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。
- (3) 良好な景観の形成 法第2条に定める基本理念に基づく良好な景観の形成をいう。
- (4) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。

(基本原則)

第3条 良好な景観の形成は、自然の地形、樹林、水辺等の自然的特性、開拓の歴史及び農業の営みによって培われた歴史的及び文化的特性並びに北海道ポールパークFビレッジに代表される新たな価値を尊重し、これらの景観を将来にわたり保全し、育成し、及び創造することを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本原則にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、公共施設の建設その他の公共事業を行う場合は、良好な景観形成において先導的な役割を果たすよう努めるものとする。
- 3 市は、市民及び事業者の景観に対する意識の向上を図るため、景観に関する知識の普及及び啓発に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、自ら景観を大切にすることを育み、及び地域の景観づくりに主体的に参画するとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その事業活動が地域の景観に与える影響に配慮し、良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するものとする。

- 2 事業者は、市民と相互に協力し、地域における良好な景観の形成に積極的に寄与するよう努めるものとする。

第2章 景観計画

(景観計画)

第7条 景観計画においては、法第8条第2項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- (2) 重点的に景観形成を図る区域に関する事項
- (3) 市民等による景観づくりの推進に関する事項

(4) その他良好な景観形成を推進するために必要な事項
(景観計画の策定等の手続)

第8条 市長は、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画を策定するものとする。

2 市長は、景観計画を策定しようとするときは、法第9条第1項、第2項及び第4項の規定によるほか、あらかじめ、北広島市景観審議会の意見を聴くものとする。

3 前項の規定は、景観計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(景観計画の策定等の提案)

第9条 法第11条第2項の条例で定める団体は、良好な景観の形成を促進する活動を行うことを目的とする団体であって、規則で定める要件に該当するものとする。

2 市長は、法第11条第1項又は第2項の規定による提案があった場合において、法第12条の規定により景観計画の策定又は変更をする必要があるかどうかの判断をしようとするときは、あらかじめ、北広島市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 行為の届出等

(行為の届出)

第10条 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知(以下「届出等」という。)は、規則で定めるところにより行わなければならない。

2 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 土石の採取
- (2) 土石、資材その他の物件の堆積
- (3) 土地の形質の変更(砂利の敷設、舗装その他これらに類する行為を含む。)
- (4) 樹木の伐採

(届出等を要しない行為)

第11条 前条の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

- (1) 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為で規則で定めるもの
- (2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
- (3) 法第16条第1項第2号に掲げる行為(規則で定める工作物に係る行為を除く。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める規模以下の行為

(事前相談)

第12条 届出等をしようとする者は、当該届出等に係る行為が景観計画に適合するものとなるよう、当該届出等をしようとする日の30日前までに、市長に相談するよう努めるものとする。

(事前協議)

第13条 届出等を要する行為のうち、景観計画区域内の景観形成に特に重大な影響を及ぼす大規模な行為であって、規則で定める規模又は内容に該当する行為(以下

「事前協議対象行為」という。)をしようとする者は、当該事前協議対象行為に着手する日の90日前までに、規則で定めるところにより市長に協議(以下「事前協議」という。)しなければならない。

- 2 市長は、事前協議を受けたときは、良好な景観形成のために必要な指導又は助言を行うことができる。

(周辺住民等への周知等)

第14条 事前協議対象行為をしようとする者は、当該事前協議対象行為が規則で定める行為に該当するときは、当該行為について、周辺の住民等及び市民(以下「周辺住民等」という。)に周知するとともに、その理解を得るよう努めなければならない。

- 2 前項の規則で定める行為をしようとする者は、事前協議を行う期間中に前項の規定による周知を図るため、規則で定めるところにより、周辺住民等に対する説明会を開催しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、第1項の行為をしようとする者は、周辺の住民等が少数の場合その他規則で定める場合においては、前項の説明会に代えて、規則で定めるところにより、市長に対し、当該行為に係る図書を提出しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定により図書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該図書の内容を公告するとともに、公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供するものとする。

- 5 前項の規定により縦覧に供された図書について景観形成上の意見を有する者は、縦覧の期間内に、市長に対して意見書を提出することができる。

- 6 市長は、住民等への周知等に関し必要があると認めるときは、当該行為をしようとする者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(景観形成基準への適合努力)

第15条 届出等をした者は、当該届出等に係る行為を景観計画に定める景観形成基準(以下「景観形成基準」という。)に適合させるよう努めなければならない。

(完了等の届出)

第16条 届出等をした者は、当該届出等に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による完了の届出があったときは、その内容が届出等の内容に適合しているか確認するものとする。

- 3 市長は、前項の確認の結果、その内容が届出等の内容に適合していないと認めるときは、当該届出等をした者に対し、必要な報告を求め、又は助言若しくは指導をすることができる。

(勧告)

第17条 市長は、届出等があった場合又は前条第1項の規定による完了の届出があった場合等において、当該行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、法第16条第3項の規定に基づき、当該届出等をした者(国の機関又は地方公共団体を除く。)に対し、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

(特定届出対象行為)

第18条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号の届出を要する行為とする。

(変更命令等)

第19条 市長は、前条に規定する行為が、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しない場合において、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、法第17条の定めるところにより、当該行為をしようとする者若しくはした者又はこれらの者から当該建築物若しくは工作物についての権利を承継した者に対し、必要な措置をとることを命ずることができる。

(立入検査等)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、行為に係る土地若しくは建物に立ち入り、当該土地、建物若しくは物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第21条 市長は、第17条の規定による勧告又は第19条の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該勧告又は命令に従わないときは、次の各号に掲げる事項を市役所の掲示場への掲示、インターネットの利用その他適切な方法により公表することができる。

- (1) 勧告又は命令を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 勧告又は命令を受けた行為の場所及び概要
 - (3) 当該勧告又は命令の内容
 - (4) 当該勧告又は命令に従わない事実
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 景観重要建造物、景観重要樹木及び景観重要公共施設

(北広島市景観審議会への意見聴取)

第22条 市長は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、北広島市景観審議会の意見を聴かななければならない。ただし、第1号及び第6号に掲げる行為のうち、法第19条第3項若しくは法第28条第3項の規定に該当することによる解除又は滅失若しくは枯死による解除については、この限りでない。

- (1) 法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定
- (2) 法第20条第3項又は法第29条第3項の規定による指定をしない旨の通知
- (3) 法第22条第1項又は法第31条第1項の規定による現状変更の許可

- (4) 法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による原状回復等の命令
- (5) 法第26条又は法第34条の規定による管理に関する命令又は勧告
- (6) 法第27条第1項若しくは第2項又は法第35条第1項若しくは第2項の規定による指定の解除

(標識の設置)

第23条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしたときは、規則で定めるところにより、当該景観重要建造物又は景観重要樹木であることを表示する標識を設置しなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第24条 法第25条第2項の規定により条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することがないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法として規則で定める措置を講ずること。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第25条 法第33条第2項の規定により条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、^{せん}剪定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、良好な景観の保全のため必要な管理の方法として規則で定める措置を講ずること。

(景観重要公共施設)

第26条 市長は、法第8条第2項第4号ロの規定に基づき景観計画において景観重要公共施設を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、北広島市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第5章 景観協定

(景観協定の認可等)

第27条 法第81条第1項に規定する土地所有者等は、同項に規定する良好な景観の形成に関する協定(以下「景観協定」という。)を締結したときは、規則で定めるところにより、市長の認可を受けなければならない。法第90条第1項の規定により景観協定を定めようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、前項の規定による認可(法第83条第1項又は法第90条第2項の規定によるものに限る。)をしようとするときは、あらかじめ、北広島市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 土地所有者等は、景観協定において定めた事項を変更し、又は景観協定を廃止しようとするときは、法第84条第1項又は法第88条第1項の定めるところにより合意形成を行い、規則で定めるところにより、市長の認可を受けなければならない。

第6章 市民等による景観づくりの推進

(市民等との共創による景観づくり)

第28条 市は、法及びこの条例により実施する施策のほか、市民等と一体となって地域の良好な景観を保全し、育成し、及び創出する取組(以下「共創による景観づくり」という。)を推進するものとする。

(活動の支援等)

第29条 市長は、共創による景観づくりを促進するため、地域の良好な景観の発見、保全、活用及び継承並びに景観づくりの体制の整備に関する活動その他規則で定めるものに対し、情報の提供、技術的な援助その他の必要な支援を行うことができる。

第7章 北広島市景観審議会

(設置)

第30条 良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議するため、北広島市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第31条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 景観計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 景観計画の策定又は変更の提案に係る判断に関すること。
- (3) 第3章に規定する勧告、命令又は公表に関すること。
- (4) 景観重要建造物及び景観重要樹木に関すること。
- (5) 景観重要公共施設に関すること。
- (6) 景観協定の認可に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に関する重要事項に関すること。

(組織)

第32条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関又は公共的団体の代表者
- (3) 公募に応募した者(市内に住所を有する者に限る。)
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第33条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第34条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第35条 審議会は、専門的な事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審議会の運営)

第36条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第8章 雑則

(専門家の活用)

第37条 市長は、市民及び事業者との連携による良好な景観の形成が円滑に行われるよう、景観の形成に関する専門的知識を有し、かつ、技術的な指導又は助言を行うことができる専門家を活用する制度の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(土地等の適正な管理)

第38条 景観計画区域内の土地、建築物又は工作物の所有者等は、当該土地、建築物又は工作物が、著しく景観を阻害する状態にならないよう、適正に管理するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の規定に反し、良好な景観の形成に著しい支障があると認めるときは、当該所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(報告の徴収及び助言等)

第39条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、良好な景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとする者に対し、当該行為に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言若しくは指導をすることができる。

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月1日から施行する。ただし、第10条第2項、第11条、第12条、第13条、第14条、第16条及び第21条の規定は、第8条第1項の規定により定めた景観計画の施行日(以下「景観計画の施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に北海道景観条例(平成20年北海道条例第56号。以下「道条例」という。)の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行日から景観計画の施行日までの間、道条例に基づく景観計画を第8条の規定により定めた景観計画とみなす。
- 4 この条例の施行日から景観計画の施行日までの間、第10条第1項の規定による行為の届出等は、道条例第20条及び第22条第1項に定めるところにより行うものとする。

議案第 7 号

北広島市職員定数条例の一部を改正する条例について

北広島市職員定数条例（昭和 4 1 年広島村条例第 4 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

地方公務員の定年の段階的な引上げに伴い、新規採用職員人数の平準化を図るため、所要の改正を行うものです。

北広島市職員定数条例の一部を改正する条例

北広島市職員定数条例(昭和41年広島村条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 市長部局の職員 <u>346人</u> (社会福祉法(昭和26年法律第45号)第16条に規定する所員である保健福祉部及び子育て支援部の職員 <u>128人</u> を含む。) (2)～(7) 略 (8) 消防本部及び消防署の職員 <u>101人</u>	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 市長部局の職員 <u>342人</u> (社会福祉法(昭和26年法律第45号)第16条に規定する所員である保健福祉部及び子育て支援部の職員 <u>125人</u> を含む。) (2)～(7) 略 (8) 消防本部及び消防署の職員 <u>99人</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 8 号

北広島市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
について

北広島市職員の分限に関する条例(昭和 26 年広島村条例第 32 号)
の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 8 年 2 月 16 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 4 項の規定
に基づき、職員の失職の例外に係る規定を新設することに伴い、所要
の改正を行うものです。

議案第 9 号

北広島市職員の給与に関する条例及び北広島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

北広島市職員の給与に関する条例（昭和 26 年広島村条例第 7 号）及び北広島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 45 年広島町条例第 15 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 8 年 2 月 16 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

令和 7 年人事院勧告及び諸情勢を踏まえ職員の給与等を改定するため、所要の改正を行うものです。

北広島市職員の給与に関する条例及び北広島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(北広島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北広島市職員の給与に関する条例(昭和26年広島村条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、北広島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年広島町条例第6号。以下「勤務時間等条例」という。)第8条に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、<u>第二種初任給調整手当</u>、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)を除いたものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、北広島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年広島町条例第6号。以下「勤務時間等条例」という。)第8条に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)を除いたものとする。</p> <p>2 略</p>
<p>(通勤手当)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額</u>(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア <u>自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</u></p> <p>イ <u>使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,500円</u></p> <p>ウ <u>使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</u></p> <p>エ <u>使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万400円</u></p> <p>オ <u>使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万3,500円</u></p> <p>カ <u>使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万6,600円</u></p> <p>キ <u>使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万9,700円</u></p> <p>ク <u>使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万2,800円</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) 略</p> <p>3 <u>第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)</u>の通勤手当の額は、<u>前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額</u></p> <p>4 <u>通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月)の規則で定める日に支給する。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。</p> <p>7 略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第13条 第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに寒冷地手当及び第二種初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。</p> <p>2 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに寒冷地手当及び第二種初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p>	<p>ケ <u>使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万5,900円</u></p> <p>コ <u>使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万9,100円</u></p> <p>サ <u>使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 3万2,300円</u></p> <p>シ <u>使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 3万5,500円</u></p> <p>ス <u>使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万8,700円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p> <p>4 略</p> <p>5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。</p> <p>6 略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第13条 第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。</p> <p>2 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p>

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当) 第13条の3 略</p> <p>(第二種初任給調整手当) 第13条の4 <u>新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額)並びにこれに第7条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)</u>が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、<u>第二種初任給調整手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>第二種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。</u></p> <p>4 <u>前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(管理職員特別勤務手当) 第13条の3 略</p>

(北広島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 北広島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和45年広島町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類) 第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、<u>管理職手当、第二種初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</u></p> <p>(管理職手当) 第4条 略</p>	<p>(給与の種類) 第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、<u>管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</u></p> <p>(管理職手当) 第4条 略</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(第二種初任給調整手当)</p> <p>第4条の2 <u>第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法(昭和34年法律第137号)による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。</u></p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(北広島市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)
- 2 北広島市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年北広島市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(北広島市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第16条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される北広島市職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額については、当該暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>北広島市職員の給与に関する条例第4条の2の規定を適用する。</u> 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>北広島市職員の給与に関する条例第8条の2並びに第10条第3項及び第4項の規定を適用する。</u> 4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>北広島市職員の給与に関する条例第13条の4及び第14条の2第3項の規定を適用する。</u> 5 北広島市職員の給与に関する条例第14条の5第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び北広島市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年北広島市条例第19号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」 	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(北広島市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第16条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第9条の規定による改正後の北広島市職員の給与に関する条例(以下「<u>新給与条例</u>」という。)第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額については、当該暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例第4条の2の規定を適用する。</u> 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例第8条の2並びに第10条第3項及び第4項の規定を適用する。</u> 4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例第14条の2第3項の規定を適用する。</u> 5 <u>新給与条例第14条の5第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び北広島市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年北広島市条例第19号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定</u>

改正後	改正前
<p>と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>6 北広島市職員の給与に関する条例第4条第2項から第9項まで及び第7条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>	<p>年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>6 新給与条例第4条第2項から第9項まで及び第7条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>

議案第10号

北広島市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

北広島市手数料徴収条例（平成12年北広島市条例第15号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和8年2月16日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

使用料・手数料の設定基準に基づく見直し等に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市手数料徴収条例の一部を改正する条例

北広島市手数料徴収条例(平成12年北広島市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
(手数料の徴収又は免除) 第3条 略 2 前項ただし書の規定は、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)による申請については、適用しない。				(手数料の徴収又は免除) 第3条 略 2 前項ただし書の規定は、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)による申請については、適用しない。			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
区分	手数料の種類	単位	金額(円)	区分	手数料の種類	単位	金額(円)
市長	(1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍法(昭和22年法律第24号)第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき	450(多機能端末機による交付の場合においては、350)	市長	(1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍法(昭和22年法律第24号)第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき	450
	(2)～(17) 略				(2)～(17) 略		
	(18) 営業に関する証明	1通につき	400		(18) 営業に関する証明	1通につき	450
	(19) 資産に関する証明	1筆又は1棟につき	300		(19) 資産に関する証明	1筆又は1棟につき	250
	(20) 土地又は家屋の評価に関する証明	1筆又は1棟につき	400		(20) 土地又は家屋の評価に関する証明	1筆又は1棟につき	300
	(21) 所得及び課税に関する証明	1通につき	400(多機能端末機による交付の場合においては、300)		(21) 所得及び課税に関する証明	1通につき	400
	(22) 公課に関する証明	1筆又は1棟につき	400		(22) 公課に関する証明	1筆又は1棟につき	300
	(23) 略				(23) 略		
	(24) 納税に関する証明	1件につき	400		(24) 納税に関する証明	1件につき	300
	(25) 略				(25) 略		
	(26) 印鑑に関する証明	1通につき	350(多機能端末機による交付の場合においては、300)		(26) 印鑑に関する証明	1通につき	350

改正後			改正前		
		よる交付の場合 あ つては (250)			
(27) 印鑑登録証の再交付	1件につき	350	(27) 印鑑登録証の再交付	1件につき	250
(28) 略			(28) 略		
(29) 戸籍の附票の写しの交付	1通につき	350(多機能端末機による交付の場合あつては、250)	(29) 戸籍の附票の写しの交付	1通につき	250
(30) 住民票の写しの交付	1通につき	350(多機能端末機による交付の場合あつては、250)	(30) 住民票の写しの交付	1通につき	250
(31) 住民票の除票の写しの交付	1通につき	350	(31) 住民票の除票の写しの交付	1通につき	300
(32) 住民票記載事項の証明	1通につき	350	(32) 住民票記載事項の証明	1通につき	250
(33) 略			(33) 地域地区に関する証明	1通につき	300
(34) 公簿又は図面の閲覧	1筆、1棟又は1枚につき	250	(34) 略		
(35) 略			(35) 公簿又は図面の閲覧	1筆、1棟又は1枚につき	200
(36) 略			(36) 略		
(37) 略			(37) 略		
(38) 略			(38) 略		
(39) 略			(39) 略		
(40) 略			(40) 略		
(41) 略			(41) 略		
(42) 略			(42) 略		
(43) 略			(43) 略		
(44) 略			(44) 略		
(45) 略			(45) 略		
略			(46) 略		
略			略		

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、別表の改正(地域地区に関する

証明の項を削る部分に限る。)は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北広島市手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後にする申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 1 1 号

北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例の一部を改正
する条例について

北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例（平成 2 1 年北広島市条例第 2 0 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

北広島市保健福祉計画検討委員会の構成を拡大するため、委員の定員及び任期の整理等に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例の一部を改正する条例

北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例(平成21年北広島市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織) 第4条 委員会は、委員<u>32人</u>以内で組織する。 2～4 略</p> <p>附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 略 (委員の任期の特例) 3 <u>令和10年7月31日において委員会の委員である者の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、その日に満了する。</u></p>	<p>(組織) 第4条 委員会は、委員<u>24人</u>以内で組織する。 2～4 略</p> <p>附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 略</p>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年北広島市条例第34号）及び北広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年北広島市条例第4号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和8年2月16日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年北広島市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(児童対象性暴力等の防止)</p> <p>第13条 <u>家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>第13条 削除</p>

(北広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 北広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年北広島市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 略</p> <p>(児童対象性暴力等の防止)</p> <p>第14条の2 <u>乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 略</p>

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

議案第13号

北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年広島町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和8年2月16日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

使用料・手数料の設定基準に基づく見直し等に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年広島町条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第5(第41条関係)		別表第5(第41条関係)	
手数料の種類	金額	手数料の種類	金額
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	27,000 円	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	許可期間が1年を超えるもの 32,000 円 許可期間が1年を超えないもの 18,000 円
一般廃棄物処分業許可申請手数料	27,000 円	一般廃棄物処分業許可申請手数料	許可期間が1年を超えるもの 32,000 円 許可期間が1年を超えないもの 18,000 円
浄化槽清掃業許可申請手数料	28,000 円	浄化槽清掃業許可申請手数料	許可期間が1年を超えるもの 32,000 円 許可期間が1年を超えないもの 18,000 円
一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	18,000 円	一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	21,000 円
一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	18,000 円	一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	21,000 円
一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	9,500 円	一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	10,000 円
一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	9,500 円	一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	11,000 円
一般廃棄物収集運搬業許可証再交付手数料	3,100 円	一般廃棄物収集運搬業許可証再交付手数料	3,500 円
一般廃棄物処分業許可証再交付手数料	3,100 円	一般廃棄物処分業許可証再交付手数料	3,500 円
浄化槽清掃業許可証再交付手数料	3,100 円	浄化槽清掃業許可証再交付手数料	3,500 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第5の規定は、この条例の施行の日以後にする申請に係る手数料について適用し、施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第14号

北広島市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

北広島市火入れに関する条例（昭和59年広島町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和8年2月16日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

北広島市火災予防条例（昭和37年広島村条例第16号）の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市火入れに関する条例の一部を改正する条例

北広島市火入れに関する条例(昭和59年広島町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</u></p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。</u></p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、乾燥注意報又は火災警報(以下「注意報等」という。)</u>が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、<u>又は注意報等が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

北広島市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

北広島市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（平成3年広島町条例第22号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和8年2月16日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

札幌圏都市計画北広島団地若葉町地区地区計画の都市計画決定に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北広島市地区計画区域内建築物の制限に関する条例(平成3年広島町条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表第1(第2条関係)							別表第1(第2条関係)						
名称		区域					名称		区域				
略							略						
北広島駅西地区整備計画区域		都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画北広島駅西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域					北広島駅西地区整備計画区域		都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画北広島駅西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域				
北広島団地若葉町地区整備計画区域		都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画北広島団地若葉町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域											
別表第2(第3条—第5条の3関係)							別表第2(第3条—第5条の3関係)						
地区整備計画区域の名称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	地区整備計画区域の名称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
	建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度 ^{m²}	建築物の外壁等の面から隣地境界線又は道路境界線までの距離の最低限度 (ア) (イ) m	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の高さの最高限度 ^m		建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度 ^{m²}	建築物の外壁等の面から隣地境界線又は道路境界線までの距離の最低限度 (ア) (イ) m	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の高さの最高限度 ^m
略							略						
北広島駅西地区整備計画区域	複合交流拠点地区	次の各号に掲げる建築物(1) 専用住宅(法別表第2(イ)項第1号に掲げる「住宅」をいう。)	300				北広島駅西地区整備計画区域	複合交流拠点地区	次の各号に掲げる建築物(1) 専用住宅(法別表第2(イ)項第1号に掲げる「住宅」をいう。)	300			

改正後	改正前
<p>(2) 自動車 教習所</p> <p>(3) 畜舎(15 平方メー トル以下のも のを除く。)</p> <p>(4) 営業用 倉庫</p> <p>(5) 工場(た だし、パン 屋、米屋、 豆腐屋、菓 子屋その他 これらに類 する食品製 造業(食品 加工業を含 む。)を営む もので、作 業場の床面 積の合計が 150平方メ ートル以内 のものを除 く。)</p> <p>(6) キャバ レー、料理 店その他こ れらに類す るもの</p> <p>(7) マージ ャン屋、ぱ</p>	<p>(2) 自動車 教習所</p> <p>(3) 畜舎(15 平方メー トル以下のも のを除く。)</p> <p>(4) 営業用 倉庫</p> <p>(5) 工場(た だし、パン 屋、米屋、 豆腐屋、菓 子屋その他 これらに類 する食品製 造業(食品 加工業を含 む。)を営む もので、作 業場の床面 積の合計が 150平方メ ートル以内 のものを除 く。)</p> <p>(6) キャバ レー、料理 店その他こ れらに類す るもの</p> <p>(7) マージ ャン屋、ぱ</p>

改正後							改正前								
		ちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの													
		(8) 風営法第2条第6項第4号に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供する建築物													
居住 交流 地区	次 掲 げ る 建 築 物	180					居住 交流 地区	次 掲 げ る 建 築 物	180						
	(1) 自動車教習所							(1) 自動車教習所							
	(2) 畜舎(15平方メートル以下のものを除く。)							(2) 畜舎(15平方メートル以下のものを除く。)							
	(3) 工場(ただし、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業(食品							(3) 工場(ただし、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業(食品							

改正後							改正前													
		加工業を含む。)を営むもので、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。)																		
北広島 団地若 葉町地 区地区 整備計 画区域	一般 住宅 地区		180	外壁の面 から道路 境界線(「 若葉町4番 緑道」及び 「若葉町9 番緑道」並 びに隔切 部分を除 く。)まで の距離	1.5 (ただし、 別表第3 の北広島 団地若葉 町地区整 備計画区 域の一般 住宅地区 に掲げる 建築物等 については、1メ ートルとす る。)															
別表第3(第5条関係)							別表第3(第5条関係)													
計画地区の名称				建築物等			計画地区の名称				建築物等									
略							略													
北広島団地青葉町地区整備計画区域				次の各号の一に該当する建築物等 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下のもの			北広島団地青葉町地区整備計画区域				次の各号の一に該当する建築物等 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下のもの									

改正後		改正前	
	(2) 外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下のもの		(2) 外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下のもの
北広島団地若葉町地区整備計画区域	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下のもの (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下のもの		

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第16号

北広島市火災予防条例の一部を改正する条例について

北広島市火災予防条例（昭和37年広島村条例第16号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和8年2月16日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市火災予防条例の一部を改正する条例

北広島市火災予防条例(昭和37年広島村条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 略</p> <p>第3章の3 <u>林野火災の予防(第29条の9・第29条の10)</u></p> <p>第4章～第8章 略</p> <p>附則</p> <p>(乾燥設備)</p> <p>第7条 略</p> <p>(簡易サウナ設備)</p> <p>第7条の2 <u>簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)<u>又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)</u>に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)<u>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></u></p> <p>(1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p>(2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)<u>及び第5条第1項の規定を準用する。</u></u></p> <p>(一般サウナ設備)</p> <p>第7条の3 <u>一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。))をいう。以下同じ。)<u>の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備を設ける室は、火災予防上安全に他の室と区画すること。</u></p> <p>(3) <u>一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合、直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 略</p> <p>第4章～第8章 略</p> <p>附則</p> <p>(乾燥設備)</p> <p>第7条 略</p> <p>(サウナ設備)</p> <p>第7条の2 <u>サウナ設備の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>サウナ設備を設ける室は、火災予防上安全に他の室と区画すること。</u></p> <p>(3) <u>サウナ設備の温度が異常に上昇した場合、直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</u></p>

改正後	改正前
<p>(4) <u>一般サウナ設備</u>は、避難の支障となる位置に設けないこと。</p> <p>(5) <u>一般サウナ室内</u>においては、喫煙等を禁止する旨の表示を見やすい箇所に設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(くん製設備) 第7条の4 略</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第29条 <u>火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)</u>が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(住宅における火災の予防の推進) 第29条の8 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防</u></p> <p>(林野火災に関する注意報) 第29条の9 <u>市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u></p> <p>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第29条の10 <u>市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発</u></p>	<p>(4) <u>サウナ設備</u>は、避難の支障となる位置に設けないこと。</p> <p>(5) <u>サウナ室内</u>においては、喫煙等を禁止する旨の表示を見やすい箇所に設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(くん製設備) 第7条の3 略</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第29条 <u>火災に関する警報</u>が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p> <p>(住宅における火災の予防の推進) 第29条の8 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

改正後	改正前
<p><u>生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u></p> <p>(屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第49条の5 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第52条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第51条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者(位置又は構造を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)</u></p> <p>(7) <u>一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)</u></p> <p>(7)の2～(15) 略</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為の届出)</p> <p>第52条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、住所、氏名(法人にあつては所在地及び名称)その他必要事項を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為<u>(たき火を含む。)</u></p> <p>(2)～(9) 略</p> <p><u>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p>	<p>(屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第49条の5 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第52条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第51条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者(位置又は構造を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)</u></p> <p>(7)の2～(15) 略</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為の届出)</p> <p>第52条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、住所、氏名(法人にあつては所在地及び名称)その他必要事項を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <p>(2)～(9) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の2、第7条の3、第7条の4、第29条の8及び第51条の規定は、令和8年3月31日から施行する。

議案第 17 号

北広島市体育施設条例の一部を改正する条例について

北広島市体育施設条例（令和 6 年北広島市条例第 6 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 8 年 2 月 16 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

使用料・手数料の設定基準に基づく見直し等に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市体育施設条例の一部を改正する条例

北広島市体育施設条例(令和6年北広島市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第8条関係) 1及び2 略 3 輪厚児童体育館、大曲ファミリー体育館及び西の里ファミリー体育館(以下「体育館」という。) (1) 専用使用			別表(第8条関係) 1及び2 略 3 輪厚児童体育館、大曲ファミリー体育館及び西の里ファミリー体育館(以下「体育館」という。) (1) 専用使用		
種別		基本使用料(1時間につき)	種別		基本使用料(1時間につき)
輪厚児童体育館	アリーナ	円 640	輪厚児童体育館	アリーナ	円 430
	プレイルーム	200		プレイルーム	100
大曲ファミリー体育館	アリーナ	640	大曲ファミリー体育館	アリーナ	430
	プレイルーム	200		プレイルーム	100
西の里ファミリー体育館	アリーナ	640	西の里ファミリー体育館	アリーナ	430
	プレイルーム	200		プレイルーム	100
(2) 個人使用 入館1回につき100円 備考 1～5 略			(2) 個人使用 入館1回につき40円 備考 1～5 略		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北広島市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

議案第18号

北広島市大曲ふれあいプラザ条例を廃止する条例について

北広島市大曲ふれあいプラザ条例（平成7年広島町条例第15号）を別紙のとおり廃止いたしたい。

令和8年2月16日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

大曲ふれあいプラザを施設廃止することに伴い、本条例を廃止するものです。

北広島市大曲ふれあいプラザ条例を廃止する条例

北広島市大曲ふれあいプラザ条例(平成7年広島町条例第15号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第19号

令和7年度北広島市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度北広島市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ671,992千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,887,413千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和8年2月16日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		7,941,246	594,329	8,535,575
	2 国庫補助金	3,885,712	594,329	4,480,041
20 繰入金		1,278,951	77,663	1,356,614
	1 基金繰入金	1,278,951	77,663	1,356,614
歳入合計		35,215,421	671,992	35,887,413

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		12,309,899	47,046	12,356,945
	1 社会福祉費	5,372,937	27,768	5,400,705
	2 児童福祉費	4,332,057	19,278	4,351,335
6 商工労働費		386,775	580,000	966,775
	1 商工費	369,788	580,000	949,788
9 教育費		2,933,890	44,946	2,978,836
	5 保健体育費	909,691	44,946	954,637
歳 出	合 計	35,215,421	671,992	35,887,413

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	福祉施設等臨時支援金支給事業	27,768
3 民生費	2 児童福祉費	特定教育・保育施設等物価高騰対策支援事業	12,558
3 民生費	2 児童福祉費	市立保育園運営経費	6,720
6 商工労働費	1 商工費	物価高騰対応生活支援事業	420,000
6 商工労働費	1 商工費	中小企業者等支援事業	160,000
9 教育費	5 保健体育費	小学校給食提供経費	24,137
9 教育費	5 保健体育費	中学校給食提供経費	20,809

令和7年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(一般会計補正予算第8号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	7,941,246	594,329	8,535,575
20 繰入金	1,278,951	77,663	1,356,614
歳入合計	35,215,421	671,992	35,887,413

歳入

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 地方創生臨時交付金	386,038	594,329	980,367	1 地方創生臨時交付金	594,329	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 594,329
計	3,885,712	594,329	4,480,041			

20款 繰入金

1項 基金繰入金

13 財政調整基金繰入金	101,865	77,663	179,528	1 財政調整基金繰入金	77,663	財政調整基金とりくずし 77,663
計	1,278,951	77,663	1,356,614			

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 民生費	12,309,899	47,046	12,356,945	39,800	0	0	7,246
6 商工労働費	386,775	580,000	966,775	514,729	0	0	65,271
9 教育費	2,933,890	44,946	2,978,836	39,800	0	0	5,146
歳出合計	35,215,421	671,992	35,887,413	594,329	0	0	77,663

歳出

3款 民生費

1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	1,923,196	27,768	1,950,964	国庫支出金 24,600	0		3,168	11 役務費 68	福祉施設等臨時支援金支給事業 27,768	
								18 負担金補助及び交付金 27,700	役務費 68 負担金補助及び交付金 27,700 補助金・助成金・賛助金 27,700	
計	5,372,937	27,768	5,400,705	国庫支出金 24,600	0		3,168			

3款 民生費

2項 児童福祉費

2 保育総務費	2,456,467	12,558	2,469,025	国庫支出金 11,100	0		1,458	18 負担金補助及び交付金 12,558	特定教育・保育施設等物価高騰対策支援事業 12,558
									負担金補助及び交付金 12,558 補助金・助成金・賛助金 12,558
3 保育園費	54,781	6,720	61,501	国庫支出金 4,100	0		2,620	10 需用費 6,720	市立保育園運営経費 6,720
計	4,332,057	19,278	4,351,335	国庫支出金 15,200	0		4,078		

6款 商工労働費

1項 商工費

1 商業振興費	302,937	580,000	882,937	国庫支出金 514,729	0		65,271	11 役務費 82,988	物価高騰対応生活支援事業 420,000
								13 使用料及び賃借料 1,100	役務費 82,900 使用料及び賃借料 1,100
								18 負担金補助及び交付金 495,912	負担金補助及び交付金 336,000 補助金・助成金・賛助金 336,000
									中小企業者等支援事業 160,000
									役務費 88 負担金補助及び交付金 159,912 補助金・助成金・賛助金 159,912
計	369,788	580,000	949,788	国庫支出金 514,729	0		65,271		

9款 教育費

5項 保健体育費

4 小学校給食運営費	414,533	24,137	438,670	国庫支出金 21,400	0		2,737	10 需用費 24,137	小学校給食提供経費 24,137
5 中学校給食運営費	318,236	20,809	339,045	国庫支出金 18,400	0		2,409	10 需用費 20,809	中学校給食提供経費 20,809
計	909,691	44,946	954,637	国庫支出金 39,800	0		5,146		

9 教育費

議案第20号

令和7年度北広島市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度北広島市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,046,702千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,934,115千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年2月16日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		9,210,279	140,437	9,350,716
	1 市民税	3,610,751	113,189	3,723,940
	2 固定資産税	4,289,819	27,248	4,317,067
12 地方交付税		5,370,819	367,339	5,738,158
	1 地方交付税	5,370,819	367,339	5,738,158
16 国庫支出金		8,535,575	497,355	9,032,930
	1 国庫負担金	4,038,571	163,859	4,202,430
	2 国庫補助金	4,480,041	333,496	4,813,537
17 道支出金		2,469,774	70,030	2,539,804
	1 道負担金	1,642,172	51,274	1,693,446
	2 道補助金	640,507	18,756	659,263
19 寄附金		1,303,983	7,433	1,311,416
	1 寄附金	1,303,983	7,433	1,311,416
20 繰入金		1,356,614	△81,903	1,274,711
	1 基金繰入金	1,356,614	△81,903	1,274,711
21 繰越金		193,823	92,511	286,334
	1 繰越金	193,823	92,511	286,334
23 市債		3,205,400	953,500	4,158,900
	1 市債	3,205,400	953,500	4,158,900
歳入	合 計	35,887,413	2,046,702	37,934,115

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,611,234	353,763	3,964,997
	1 総務管理費	1,043,688	148,343	1,192,031
	2 企画費	2,207,147	205,420	2,412,567
3 民生費		12,356,945	279,332	12,636,277
	1 社会福祉費	5,400,705	141,744	5,542,449
	2 児童福祉費	4,351,335	126,090	4,477,425
	3 医療給付費	1,565,374	△19,047	1,546,327
	4 生活保護費	1,039,531	30,545	1,070,076
5 農林水産業費		111,030	16,339	127,369
	1 農業費	100,545	16,339	116,884
6 商工労働費		966,775	35,190	1,001,965
	1 商工費	949,788	35,190	984,978
7 土木費		6,443,654	659,235	7,102,889
	2 道路橋梁費	2,791,527	451,028	3,242,555
	4 都市計画費	3,573,735	208,207	3,781,942
9 教育費		2,978,836	638,002	3,616,838
	1 教育総務費	760,566	616,475	1,377,041
	2 小学校費	265,459	6,907	272,366
	3 中学校費	227,031	5,364	232,395
	4 社会教育費	771,143	9,256	780,399
12 職員費		4,161,090	64,841	4,225,931
	1 職員費	4,161,090	64,841	4,225,931
歳 出 合 計		35,887,413	2,046,702	37,934,115

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	ゼロカーボン推進事業(子育て支援施設照明LED化)	4,270
5 農林水産業費	1 農業費	強い農業・担い手づくり総合支援事業	7,540
7 土木費	2 道路橋梁費	橋梁長寿命化事業	278,860
7 土木費	2 道路橋梁費	市道整備事業(ボールパーク関連)	186,168
7 土木費	4 都市計画費	交通結節点形成事業	1,076,151
9 教育費	1 教育総務費	小中学校エアコン等冷房設備整備事業	545,567

第3表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校ICT環境整備事業債	79,300	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業用排水路浚渫事業債	5,600	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。	8,000	同左	同左	同左

(単位:千円)

市道整備事業債	208,900	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。	350,000	同左	同左	同左
橋梁長寿命化事業債	78,000	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。	196,200	同左	同左	同左
市道交差点補修事業債	21,700	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。	24,100	同左	同左	同左
交通結節点形成事業債	1,098,600	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。	1,208,700	同左	同左	同左
小中学校エアコン等冷房設備整備事業債	68,600	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。	568,600	同左	同左	同左

令和 7 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(一般会計補正予算第 9 号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	9,210,279	140,437	9,350,716
12 地方交付税	5,370,819	367,339	5,738,158
16 国庫支出金	8,535,575	497,355	9,032,930
17 道支出金	2,469,774	70,030	2,539,804
19 寄附金	1,303,983	7,433	1,311,416
20 繰入金	1,356,614	△81,903	1,274,711
21 繰越金	193,823	92,511	286,334
23 市債	3,205,400	953,500	4,158,900
歳入合計	35,887,413	2,046,702	37,934,115

歳入

1款 市税

1項 市民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 法人	818,493	113,189	931,682	1 現年課税分	105,053	現年課税分 105,053
				2 過年課税分	8,136	過年課税分 8,136
計	3,610,751	113,189	3,723,940			

1款 市税

2項 固定資産税

1 固定資産税	4,257,302	27,248	4,284,550	1 現年課税分	23,841	現年課税分 23,841
				3 過年課税分	3,407	過年課税分 3,407
計	4,289,819	27,248	4,317,067			

12款 地方交付税

1項 地方交付税

1 地方交付税	5,370,819	367,339	5,738,158	1 地方交付税	367,339	普通交付税 367,339
計	5,370,819	367,339	5,738,158			

16款 国庫支出金

1項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	4,038,571	163,859	4,202,430	1 社会福祉費負担金	55,941	障害者自立支援事業負担金 46,446 障害者医療費国庫負担金 579 障害児施設給付費国庫負担金 8,916
				2 児童福祉費負担金	85,010	施設型給付費等負担金 85,010
				4 生活保護費等負担金	22,908	生活保護費等負担金 22,908
計	4,038,571	163,859	4,202,430			

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

4 土木費国庫補助金	2,059,708	288,000	2,347,708	1 道路橋梁費補助金	201,000	市道整備事業交付金(社会資本整備総合交付金) 45,000 橋梁長寿命化事業補助金 156,000
				2 都市計画費補助金	87,000	交通結節点形成事業交付金(社会資本整備総合交付金) 87,000
5 教育費国庫補助金	259,287	45,496	304,783	1 教育総務費補助金	45,496	小中学校エアコン等冷房設備事業補助金 45,496
計	4,480,041	333,496	4,813,537			

16 国庫支出金

17款 道支出金

1項 道負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費道負担金	1,637,493	51,274	1,688,767	1 社会福祉費負担金	27,970	障害者自立支援事業負担金 23,223 障害者医療費道費負担金 289 障害児施設給付費道費負担金 4,458
				2 児童福祉費負担金	23,304	施設型給付費等負担金 23,304
計	1,642,172	51,274	1,693,446			

17款 道支出金

2項 道補助金

2 民生費道補助金	450,409	8,613	459,022	1 社会福祉費補助金	8,613	介護基盤緊急整備特別対策事業交付金 8,613
4 農林水産業費道補助金	51,432	7,540	58,972	1 農業費補助金	7,540	強い農業づくり事業補助金 7,540
7 教育費道補助金	126,518	2,603	129,121	1 教育総務費補助金	2,603	公立学校情報機器整備費補助金 2,603
計	640,507	18,756	659,263			

19款 寄附金

1項 寄附金

1 一般寄附金	700,000	△ 301,968	398,032	1 一般寄附金	△ 301,968	一般寄附金 △ 301,968
2 総務費寄附金	600,003	201,514	801,517	1 企画費寄附金	168,545	北海道ボールパーク基金寄附金 168,545
				2 総務管理費寄附金	32,969	地域振興基金寄附金 22,043 施設営繕基金寄附金 10,926
3 民生費寄附金	1,154	19,209	20,363	1 社会福祉費寄附金	19,209	地域福祉基金寄附金 19,209
4 農林水産業費寄附金	1	6,022	6,023	1 農業振興費寄附金	6,022	農業後継者等育成基金寄附金 6,022
5 土木費寄附金	1,321	9,962	11,283	1 都市計画費寄附金	9,962	緑のまちづくり基金寄附金 9,962
6 教育費寄附金	1,504	72,694	74,198	1 教育総務費寄附金	64,398	学校教育振興基金寄附金 64,398
				2 社会教育費寄附金	8,296	生涯学習振興基金寄附金 8,296
計	1,303,983	7,433	1,311,416			

20款 繰入金

1項 基金繰入金

10 学校教育振興基金繰入金	199,319	△ 81,903	117,416	1 学校教育振興基金繰入金	△ 81,903	学校教育振興基金とりくずし △ 81,903
計	1,356,614	△ 81,903	1,274,711			

20 繰入金

21款 繰越金

1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	193,823	92,511	286,334	1 繰越金	92,511	前年度繰越金 92,511
計	193,823	92,511	286,334			

23款 市債

1項 市債

3 農林水産業債	5,600	2,400	8,000	1 農業債	2,400	農業用排水路浚渫事業債 2,400
4 土木債	1,892,800	371,800	2,264,600	1 道路橋梁債	261,700	市道整備事業債 141,100
						橋梁長寿命化事業債 118,200
				市道交差点補修事業債 2,400		
				3 都市計画債	110,100	交通結節点形成事業債 110,100
6 教育債	279,000	579,300	858,300	4 教育総務債	579,300	学校 I C T 環境整備事業債 79,300
						小中学校エアコン等冷房設備整備事業債 500,000
計	3,205,400	953,500	4,158,900			

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,611,234	353,763	3,964,997	0	0	201,514	152,249
3 民生費	12,356,945	279,332	12,636,277	223,746	0	19,209	36,377
5 農林水産業費	111,030	16,339	127,369	7,540	2,400	6,022	377
6 商工労働費	966,775	35,190	1,001,965	0	0	0	35,190
7 土木費	6,443,654	659,235	7,102,889	288,000	371,800	9,962	△10,527
9 教育費	2,978,836	638,002	3,616,838	48,099	579,300	△9,209	19,812
12 職員費	4,161,090	64,841	4,225,931	0	0	0	64,841
歳出合計	35,887,413	2,046,702	37,934,115	567,385	953,500	227,498	298,319

歳出

2款 総務費

1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
3 財政管理費	25,651	148,343	173,994		0	寄附金 32,969	115,374	24 積立金	148,343	財政管理経費 積立金	148,343
計	1,043,688	148,343	1,192,031		0	寄附金 32,969	115,374				

2款 総務費

2項 企画費

1 企画総務費	1,888,969	205,420	2,094,389		0	寄附金 168,545	36,875	18 負担金補助 及び交付金 24 積立金	18,810 186,610	企画振興経費 積立金 地域公共交通計画推進事業 負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金	186,610 18,810 18,810
計	2,207,147	205,420	2,412,567		0	寄附金 168,545	36,875				

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,950,964	21,244	1,972,208		0	寄附金 19,209	2,035	24 積立金 27 繰出金	20,207 1,037	福祉行政経費 積立金 介護保険特別会計繰出金 繰出金	20,207 1,037
2 高齢福祉費	246,791	8,613	255,404	道支出金 8,613	0			18 負担金補助 及び交付金	8,613	公的介護施設等整備支援事業 負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金	8,613
3 障がい福祉費	3,057,793	111,887	3,169,680	国庫支出金 55,941 道支出金 27,970	0		27,976	19 扶助費	111,887	障がい福祉サービス等事業 扶助費	111,887
計	5,400,705	141,744	5,542,449	国庫支出金 55,941 道支出金 36,583	0	寄附金 19,209	30,011				

3款 民生費

2項 児童福祉費

2 保育総務費	2,469,025	126,090	2,595,115	国庫支出金 85,010 道支出金 23,304	0		17,776	19 扶助費	126,090	教育・保育施設給付事業 扶助費	126,090
---------	-----------	---------	-----------	-----------------------------------	---	--	--------	--------	---------	--------------------	---------

3 民生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
計	4,351,335	126,090	4,477,425	国庫支出金 85,010 道支出金 23,304	0		17,776			

3款 民生費

3項 医療給付費

2 後期高齢者医療費	1,245,611	△19,047	1,226,564		0		△19,047	18 負担金補助及び交付金	△19,047	後期高齢者医療費等管理経費 負担金補助及び交付金 分担金・負担金	△19,047 △19,047 △19,047
計	1,565,374	△19,047	1,546,327		0		△19,047				

3款 民生費

4項 生活保護費

2 扶助費	1,012,915	30,545	1,043,460	国庫支出金 22,908	0		7,637	19 扶助費	30,545	生活保護費等支給事業 扶助費	30,545 30,545
計	1,039,531	30,545	1,070,076	国庫支出金 22,908	0		7,637				

5款 農林水産業費

1項 農業費

2 農業振興費	90,812	16,339	107,151	道支出金 7,540	2,400	寄附金 6,022	377	18 負担金補助及び交付金	7,540	農業振興経費 積立金	8,799 8,799
								24 積立金	8,799	強い農業・担い手づくり総合支援事業 負担金補助及び交付金 交付金 農業用排水路保全事業 財源更正	7,540 7,540 7,540
計	100,545	16,339	116,884	道支出金 7,540	2,400	寄附金 6,022	377				

6款 商工労働費

1項 商工費

1 商業振興費	882,937	35,190	918,127		0		35,190	18 負担金補助及び交付金	35,190	中小企業者等融資事業 負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金	35,190 35,190 35,190
計	949,788	35,190	984,978		0		35,190				

6 商工労働費

7款 土木費

2項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明			
				特定財源			一般財源	区分		金額		
				国道支出金	地方債	その他						
1 道路維持費	775,381	264,860	1,040,241	国庫支出金 156,000	120,600		△11,740	8 旅費	128	市道維持管理経費 財源更正 橋梁長寿命化事業 旅費 使用料及び賃借料 工事請負費 負担金補助及び交付金 資本形成的性格なもの	264,860	
								13 使用料及び賃借料	32			128
								14 工事請負費	169,700			32
								18 負担金補助及び交付金	95,000			169,700
3 道路新設改良費	1,008,055	186,168	1,194,223	国庫支出金 45,000	141,100		68	8 旅費	99	市道整備事業（ボールパーク関連）	186,168	
								10 需用費	817			99
								13 使用料及び賃借料	652			817
								14 工事請負費	184,600			652
計	2,791,527	451,028	3,242,555	国庫支出金 201,000	261,700		△11,672					

7款 土木費

4項 都市計画費

1 都市計画総務費	2,681,318	197,151	2,878,469	国庫支出金 87,000	110,100		51	8 旅費	1,085	交通結節点形成事業 旅費 使用料及び賃借料 工事請負費 負担金補助及び交付金 資本形成的性格なもの	197,151	
								13 使用料及び賃借料	66			1,085
								14 工事請負費	36,000			66
								18 負担金補助及び交付金	160,000			36,000
2 緑化推進費	7,709	11,056	18,765		0	寄附金 9,962	1,094	24 積立金	11,056	緑化推進経費 積立金	11,056	
計	3,573,735	208,207	3,781,942	国庫支出金 87,000	110,100	寄附金 9,962	1,145					

9款 教育費

1項 教育総務費

3 教育振興費	675,924	616,475	1,292,399	国庫支出金 45,496 道支出金 2,603	579,300	寄附金 64,398 繰入金 △81,903	6,581	12 委託料	6,336	教育振興経費 積立金 学校ICT環境整備事業 財源更正 小中学校エアコン等冷房設備整備事業 委託料 調査・設計・監理等委託 工事請負費	70,908	
								14 工事請負費	539,231			70,908
								24 積立金	70,908			6,336
												539,231

9 教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
計	760,566	616,475	1,377,041	国庫支出金 45,496 道支出金 2,603	579,300	寄附金 64,398 繰入金 △81,903	6,581			

9款 教育費

2項 小学校費

1 小学校管理費	181,574	6,907	188,481		0		6,907	10 需用費	6,907	小学校管理経費 需用費	6,907
計	265,459	6,907	272,366		0		6,907				6,907

9款 教育費

3項 中学校費

1 中学校管理費	156,113	5,364	161,477		0		5,364	10 需用費	5,364	中学校管理経費 需用費	5,364
計	227,031	5,364	232,395		0		5,364				5,364

9款 教育費

4項 社会教育費

1 社会教育総務費	16,090	9,256	25,346		0	寄附金 8,296	960	24 積立金	9,256	社会教育経費 積立金	9,256
計	771,143	9,256	780,399		0	寄附金 8,296	960				9,256

12款 職員費

1項 職員費

1 職員給与費	4,161,090	64,841	4,225,931		0		64,841	18 負担金補助及び交付金	64,841	職員給与費 負担金補助及び交付金 人件費的性格なもの	64,841
計	4,161,090	64,841	4,225,931		0		64,841				64,841

給与費明細書

地方債に関する調書

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給 与 費							共済費	合計	備考		
		報酬	給料	期末手当 (年間支給率)	地域手当	寒冷地手当	その他の手当	計					
補正後	長 等	3		27,036	11,194 (3.475月分)			390		38,620	6,472	45,092	退8,936 公44
	議 員	22	93,064		39,357 (3.475月分)					132,421	25,142	157,563	
	その他	27	10,196							10,196		10,196	
	計	52	103,260	27,036	50,551			390		181,237	31,614	212,851	
補正前	長 等	3		27,036	11,194 (3.475月分)			390		38,620	6,472	45,092	退8,936 公44
	議 員	22	93,064		39,357 (3.475月分)					132,421	25,142	157,563	
	その他	27	10,196							10,196		10,196	
	計	52	103,260	27,036	50,551			390		181,237	31,614	212,851	
比 較	長 等	0		0	0			0		0	0	0	退0 公0
	議 員	0	0		0					0	0	0	
	その他	0	0							0		0	
	計	0	0	0	0			0		0	0	0	

備考 1 長等とは、市長、副市長及び教育長をいう。
 2 その他には、地方公務員法第3条第3項第1号の規定により、就任について 議会 の選挙、議決又は同意を必要とする職に限定して給与費を記載した。
 (公平委員会委員3人、固定資産評価審査委員会委員3人、選挙管理委員会委員 及び補充員8人、監査委員2人、農業委員会委員7人、教育委員会委員4人)

2 一般職

(単位:千円)

(1) 総括

区分	職員数(人)		給 与 費				共済費	合計	備考
	一般職員	会計年度任用職員	報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(43) 485	(464) 30	535,923	2,062,189	1,494,303	4,092,415	784,951	4,877,366	退 219,481 公 4,349
補正前	(43) 485	(464) 30	535,923	2,062,189	1,494,303	4,092,415	784,951	4,877,366	退 154,640 公 4,349
比 較	0 0	0 0	0	0	0	0	0	0	退 64,841 公 0

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務 手当	特殊勤務 手当	【参考】児童手当
	補正後	55,503	195	27,987	51,765	70,208	146,098	2,113	45,045
	補正前	55,503	195	27,987	51,765	70,208	146,098	2,113	45,045
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当	宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
	補正後	1,017,241	46,480	0	2,600	29,068	0	0	
	補正前	1,017,241	46,480	0	2,600	29,068	0	0	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	

()内は短時間勤務職員等の数(外数)

給 与 費 明 細 書

(ア) 一般職員

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(43) 485	0	1,993,416	1,299,370	3,292,786	655,243	3,948,029	退 219,481 公 4,349
補正前	(43) 485	0	1,993,416	1,299,370	3,292,786	655,243	3,948,029	退 154,640 公 4,349
比 較	0 0	0	0	0	0	0	0	退 64,841 公 0

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	【参考】児童手当
	補正後	55,503	195	26,468	51,765	70,208	145,771	2,113	44,925
	補正前	55,503	195	26,468	51,765	70,208	145,771	2,113	44,925
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当	宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
	補正後	824,274	46,480	0	2,600	29,068	0	0	
	補正前	824,274	46,480	0	2,600	29,068	0	0	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	

()内は定年前再任用短時間勤務職員等の数(外数)

(イ) 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(464) 30	535,923	68,773	194,933	799,629	129,708	929,337	退 6,211
補正前	(464) 30	535,923	68,773	194,933	799,629	129,708	929,337	退 6,211
比 較	0 0	0	0	0	0	0	0	退 0

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	【参考】児童手当
	補正後	0	0	1,519	0	0	327	0	120
	補正前	0	0	1,519	0	0	327	0	120
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当	宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
	補正後	192,967	0	0	0	0	0	0	
	補正前	192,967	0	0	0	0	0	0	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	

()内は会計年度任用職員短時間勤務職員の数(外数)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分 67,918	67,918	給与改定の状況 給料の改定率 給料表を平均3.24%引上げ { 給与改定実施時期 令和7年4月1日
		昇給に伴う増減分 0	0	平均昇給率 1.46% (昇給月) (職員数) 昇給期別職員数 1月 457
		その他増減分 △ 67,918	職員の異動による分 退職・新規採用分 0 その他 △ 67,918	0 職員数の異動状況 現に在職する職員数 計 本年度 456人 31人 487人 前年度 462人 22人 484人 比 較 -6人 9 3
職 員 手 当	0	制度改正に伴う増減分 40,367	期末勤勉手当率等改定 40,367	年間4.6月分から4.65月に改定等
		その他増減分 △ 40,367	職員の異動による分 退職・新規採用分 0 その他 △ 40,367	0 0

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円) イ 初任給

(単位:円)

区 分		ア 職員1人当たり給与				イ 初任給					
		一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職	区 分	学 歴	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
令和7年1月1日 現在	平均給料月額	305,940	306,249	350,760	-	北広島市の制度	高校卒	188,000	188,000	188,000	-
	平均給与月額	328,547	332,703	365,817	-		大学卒	220,000	220,000	220,000	-
	平均年齢	40歳0月	39歳7月	51歳5月	-	国 の 制 度	高校卒	188,000	-	-	-
令和6年1月1日 現在	平均給料月額	303,380	306,753	399,125	-		大学卒	220,000	-	-	-
	平均給与月額	325,453	333,045	412,892	-						
	平均年齢	39歳6月	39歳7月	55歳10月	-						

備考 定年前再任用短時間勤務職員等を除く。

ウ 級別職員数

()内は定年前再任用短時間勤務職員等の数及び構成比(外数)

区 分	級	一般行政職		消防職		教育公務員		技能労務職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年1月1日 現 在	7級	(-) / 14	(-) / 3.8	(-) / 2	(-) / 2.1	(-) / 2	(-) / 40.0	(-) / -	(-) / -
	6級	(-) / 41	(-) / 11.2	(-) / 10	(-) / 10.3	(-) / -	(-) / -	(-) / -	(-) / -
	5級	(6) / 15	(16.2) / 4.1	(-) / 1	(-) / 1.0	(-) / -	(-) / -	(-) / -	(-) / -
	4級	(6) / 116	(16.2) / 31.7	(-) / 40	(-) / 41.2	(-) / 2	(-) / 40.0	(-) / -	(-) / -
	3級	(25) / 103	(67.6) / 28.2	(7) / 14	(100.0) / 14.4	(-) / 1	(-) / 20.0	(-) / -	(-) / -
	2級	(-) / 40	(-) / 10.9	(-) / 11	(-) / 11.4	(-) / -	(-) / -	(-) / -	(-) / -
	1級	(-) / 37	(-) / 10.1	(-) / 19	(-) / 19.6	(-) / -	(-) / -	(-) / -	(-) / -
	計	(37) / 366	(100) / 100	(7) / 97	(100) / 100	(-) / 5	(-) / 100	(-) / -	(-) / -
令和6年1月1日 現 在	7級	(-) / 13	(-) / 3.5	(-) / 2	(-) / 2.1	(-) / 2	(-) / 50.0	(-) / -	(-) / -
	6級	(-) / 32	(-) / 8.7	(-) / 7	(-) / 7.3	(-) / 1	(-) / 25.0	(-) / -	(-) / -
	5級	(6) / 23	(16.2) / 6.3	(-) / 5	(-) / 5.2	(-) / -	(-) / -	(-) / -	(-) / -
	4級	(6) / 117	(16.2) / 31.8	(-) / 39	(-) / 40.6	(-) / 1	(-) / 25.0	(-) / -	(-) / -
	3級	(25) / 97	(67.6) / 26.4	(7) / 13	(100) / 13.5	(-) / -	(-) / -	(-) / -	(-) / -
	2級	(-) / 52	(-) / 14.1	(-) / 9	(-) / 9.4	(-) / -	(-) / -	(-) / -	(-) / -
	1級	(-) / 34	(-) / 9.2	(-) / 21	(-) / 21.9	(-) / -	(-) / -	(-) / -	(-) / -
	計	(37) / 368	(100) / 100	(7) / 96	(100) / 100	(-) / 4	(-) / 100	(-) / -	(-) / -

(級別の基準となる職務)

区分	職 務 の 内 容
1級	定型的な業務を行う職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務
4級	1 主査等の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務
5級	課長等の職務
6級	1 消防署長等の職務 2 困難な業務を処理する課長等の職務
7級	1 部長等の職務 2 困難な業務を処理する消防署長等の職務

エ 昇給

区 分		合 計	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
補	職員数 (A)	485	381	100	4	0
	昇給に係る職員数 (B)	457	357	96	4	0
正 後	号給数 別内訳	1号給	0	0	0	0
		2号給	37	30	5	2
		3号給	26	20	6	0
		4号給	394	307	85	2
	比率(B)/(A)	94.2%	93.7%	96.0%	100.0%	-
補	職員数 (A)	485	381	100	4	0
	昇給に係る職員数 (B)	457	357	96	4	0
正 前	号給数 別内訳	1号給	0	0	0	0
		2号給	37	30	5	2
		3号給	26	20	6	0
		4号給	394	307	85	2
	比率(B)/(A)	94.2%	93.7%	96.0%	100.0%	-

備考 職員数欄には定年前再任用短時間勤務職員等を含まない。

オ 期末手当・勤勉手当

()内は定年前再任用短時間勤務職員等の支給率

区 分	支給期別支給率		支給率 計	職制上の段階、職務の級等 による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	(1.20)	(1.25)	(2.45)	有
	2.300	2.350	4.65	
補 正 前	(1.2)	(1.2)	(2.4)	有
	2.300	2.300	4.60	
国の制度	(1.20)	(1.25)	(2.45)	有
	2.300	2.350	4.65	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置 等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置 (2%~45% 加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置 (2%~45% 加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	北広島市	札幌市	東広島市
支給率(%)	0%	4%	4%
支給対象職員数(人)	0	1	1
国の指定基準に 基づく支給率(%)	北海道内は札幌市に在勤する職員 4%		東広島市に在勤する職員 4%

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.2%	0.0%	0.9%	0.0%	-
支給対象職員の比率(%) (令和7年1月1日現在)	13.8%	0.0%	68.0%	0.0%	-
手当の名称	防疫作業手当 行旅死病人取扱従事手当 消防業務手当 野犬掃とう業務手当 災害応急対策等派遣手当				

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同	
住居手当	異	支給最高限度額 月額 27,000円 家賃 支給額 (1)23,000円以下 (1)家賃-11,000円 (2)23,001~52,999円 (2)(家賃-23,000円)×1/2+12,000円 (3)53,000円以上 (3)27,000円
通勤手当	異	交通機関等利用者 実費支給 交通用具使用者 通勤距離に応じて定額支給

地方債の令和5年度末及び令和6年度末における現在高
並びに令和7年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和5年度末 現在高	令和6年度末 現在高	令和7年度中増減見込		令和7年度末 現在高見込額
			起債借入見込額	元金償還見込額	
1 普通債	22,055,983	22,928,683	5,000,500	1,392,372	26,536,811
(1) 総務債	4,370,862	4,420,317	546,300	345,884	4,620,733
うち庁舎	2,894,670	2,738,724	0	155,946	2,582,778
(2) 民生債	362,112	325,825	7,200	44,195	288,830
(3) 衛生債	2,285,045	2,171,101	34,900	136,380	2,069,621
(4) 農林水産業債	35,019	29,876	8,000	5,144	32,732
(5) 商工労働債	24,440	16,620	0	8,684	7,936
(6) 土木債	11,694,409	12,674,617	3,084,000	565,955	15,192,662
うち道路橋梁	5,529,246	6,309,648	1,148,600	311,643	7,146,605
うち公園	1,132,313	1,105,165	82,800	93,665	1,094,300
うち街路	2,172,168	2,153,852	0	17,519	2,136,333
うち公営住宅	1,796,365	1,701,565	4,200	119,453	1,586,312
(7) 消防債	326,714	446,887	442,600	36,865	852,622
(8) 教育債	2,924,050	2,843,440	877,500	249,265	3,471,675
うち学校	2,370,384	2,135,509	681,700	179,342	2,637,867
(9) 市場公募債借換債	33,332	0	0	0	0
2 災害復旧債	713,689	610,991	0	103,942	507,049
3 その他	9,804,105	8,957,689	0	911,434	8,046,255
(1) 減税補填債等	317,789	290,574	0	26,635	263,939
(2) 臨時財政対策債	9,486,316	8,667,115	0	884,799	7,782,316
合 計	32,573,777	32,497,363	5,000,500	2,407,748	35,090,115

令和7年度起債借入見込額は、令和6年度繰越未収入特定財源地方債を含む。

議案第21号

令和7年度北広島市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度北広島市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,309千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,513,090千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月16日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,189,520	1,942	1,191,462
	2 国庫補助金	303,307	1,942	305,249
3 支払基金交付金		1,386,339	2,241	1,388,580
	1 支払基金交付金	1,386,339	2,241	1,388,580
4 道支出金		769,292	1,037	770,329
	2 道補助金	63,551	1,037	64,588
6 繰入金		952,248	3,089	955,337
	1 一般会計繰入金	847,998	1,037	849,035
	2 基金繰入金	104,250	2,052	106,302
歳入	合計	5,504,781	8,309	5,513,090

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地域支援事業費		433,920	8,309	442,229
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	178,789	8,309	187,098
歳 出	合 計	5,504,781	8,309	5,513,090

令和7年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(介護保険特別会計補正予算第4号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	1,189,520	1,942	1,191,462
3 支払基金交付金	1,386,339	2,241	1,388,580
4 道支出金	769,292	1,037	770,329
6 繰入金	952,248	3,089	955,337
歳入合計	5,504,781	8,309	5,513,090

歳入

2款 国庫支出金

2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	55,226	1,942	57,168	1 現年度分	1,942	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 1,942
計	303,307	1,942	305,249			

3款 支払基金交付金

1項 支払基金交付金

2 地域支援事業支援交付金	63,788	2,241	66,029	1 地域支援事業支援交付金	2,241	地域支援事業支援交付金 2,241
計	1,386,339	2,241	1,388,580			

4款 道支出金

2項 道補助金

1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	29,502	1,037	30,539	1 現年度分	1,037	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 1,037
計	63,551	1,037	64,588			

6款 繰入金

1項 一般会計繰入金

2 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	29,502	1,037	30,539	1 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	1,037	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業） 1,037
計	847,998	1,037	849,035			

6款 繰入金

2項 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	104,250	2,052	106,302	1 介護給付費準備基金繰入金	2,052	介護給付費準備基金とりくずし 2,052
計	104,250	2,052	106,302			

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 地域支援事業費	433,920	8,309	442,229	2,979	0	5,330	0
歳出合計	5,504,781	8,309	5,513,090	2,979	0	5,330	0

歳出

3款 地域支援事業費

1項 介護予防・生活支援サービス事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
1 介護予防・生活支援サービス事業費	178,789	8,309	187,098	国庫支出金	0	繰入金	12 委託料	6,423	第1号訪問・通所事業	6,043
				1,942		3,089	18 負担金補助及び交付金	1,886	委託料	5,038
				道支出金		支払基金交付金			保健福祉関連委託	5,038
				1,037		2,241			負担金補助及び交付金	1,005
								医療費関連	1,005	
								介護予防ケアマネジメント事業費	881	
								負担金補助及び交付金	881	
								医療費関連	881	
								第1号生活支援事業	1,385	
								委託料	1,385	
								保健福祉関連委託	1,385	
計	178,789	8,309	187,098	国庫支出金	0	繰入金				
				1,942		3,089				
				道支出金		支払基金交付金				
				1,037		2,241				

議案第 2 2 号

令和 7 年度北広島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度北広島市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 0, 2 5 7 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 3 2 1, 6 9 8 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

北広島市長 上 野 正 三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		968,702	60,257	1,028,959
	1 後期高齢者医療保険料	968,702	60,257	1,028,959
歳入合計		1,261,441	60,257	1,321,698

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,243,134	60,257	1,303,391
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,243,134	60,257	1,303,391
歳 出	合 計	1,261,441	60,257	1,321,698

令和7年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(後期高齢者医療特別会計補正予算第4号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	968,702	60,257	1,028,959
歳入合計	1,261,441	60,257	1,321,698

歳入

1款 後期高齢者医療保険料

1項 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 特別徴収保険料	439,713	16,911	456,624	1 現年度分特別徴収保険料	16,911	現年度分特別徴収保険料 16,911
2 普通徴収保険料	528,989	43,346	572,335	1 現年度分普通徴収保険料	43,346	現年度分普通徴収保険料 43,346
計	968,702	60,257	1,028,959			

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,243,134	60,257	1,303,391	0	0	60,257	0
歳出合計	1,261,441	60,257	1,321,698	0	0	60,257	0

歳出

2款 後期高齢者医療広域連合納付金

1項 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,243,134	60,257	1,303,391		0	その他 60,257		18 負担金補助及び交付金	60,257	後期高齢者医療広域連合納付金 負担金補助及び交付金 分担金・負担金	60,257 60,257 60,257
計	1,243,134	60,257	1,303,391		0	その他 60,257					

議案第 2 3 号

令和 7 年度北広島市水道事業会計補正予算(第 1 号)

(総則)

第 1 条 令和 7 年度北広島市水道事業会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 7 年度水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(事項)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(4) 主要な建設改良事業等			
ウ 重要給水施設配水管耐震化事業	18,000 千円	83,500 千円	101,500 千円
エ 送水管耐震化事業	61,500 千円	115,500 千円	177,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「339,031 千円」を「351,831 千円」に、減債積立金「25,000 千円」を「37,800 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第 1 款 資本的収入	598,696 千円	186,200 千円	784,896 千円
第 1 項 企業債	558,400 千円	127,200 千円	685,600 千円
第 2 項 国庫補助金	20,000 千円	59,000 千円	79,000 千円
	支 出		
第 1 款 資本的支出	937,727 千円	199,000 千円	1,136,727 千円
第 1 項 建設改良費	692,894 千円	199,000 千円	891,894 千円

(企業債)

第 4 条 予算第 5 条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
建設改良事業	558,400 千円	685,600 千円

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

北広島市長 上 野 正 三

補正予算に関する説明書

令和7年度北広島市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

資本的收入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入			598,696	186,200	784,896
	1 企業債		558,400	127,200	685,600
		1 企業債	558,400	127,200	685,600
	2 国庫補助金		20,000	59,000	79,000
		1 国庫補助金	20,000	59,000	79,000

(消費税込み)

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			937,727	199,000	1,136,727
	1 建設改良費		692,894	199,000	891,894
		1 配水施設改良費	654,992	199,000	853,992

(消費税込み)

補正予算実施計画説明書

令和7年度北広島市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画説明書
資本的收入及び支出

資本的收入

(単位：千円)

款 項 目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	節		説明
				区分	金額	
1 資本的收入	598,696	186,200	784,896			
1 企業債	558,400	127,200	685,600			
1 企業債	558,400	127,200	685,600	1 企業債	127,200	建設改良事業債
2 国庫補助金	20,000	59,000	79,000			
1 国庫補助金	20,000	59,000	79,000	1 国庫補助金	59,000	防災・安全交付金等

(消費税込み)

資本の支出

(単位：千円)

款 項 目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	節		説明
				区分	金額	
1 資本の支出	937,727	199,000	1,136,727			
1 建設改良費	692,894	199,000	891,894			
1 配水施設改良費	654,992	199,000	853,992	16 委託料	12,500	重要給水施設配水管耐震化工事費等
				27 工事請負費	186,500	

(消費税込み)

議案第24号

令和7年度北広島市下水道事業会計補正予算(第4号)

(総則)

第1条 令和7年度北広島市下水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和7年度下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(事項)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2) 主要な建設改良事業等			
ア 管渠整備費	439,500千円	39,600千円	479,100千円
イ 処理場整備費	881,400千円	33,000千円	914,400千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「622,931千円」を「626,531千円」に、減債積立金「40,000千円」を「43,600千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	1,322,973千円	69,000千円	1,391,973千円
第1項 企業債	811,982千円	36,000千円	847,982千円
第2項 国庫補助金	450,289千円	33,000千円	483,289千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,945,904千円	72,600千円	2,018,504千円
第1項 建設改良費	1,377,661千円	72,600千円	1,450,261千円

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
建設改良事業	811,982千円	847,982千円

令和8年2月16日提出

北広島市長 上野正三

補正予算に関する説明書

令和7年度北広島市下水道事業会計補正予算（第4号）実施計画
資本的收入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入			1,322,973	69,000	1,391,973
	1 企業債		811,982	36,000	847,982
		1 企業債	811,982	36,000	847,982
	2 国庫補助金		450,289	33,000	483,289
		1 国庫補助金	450,289	33,000	483,289

(消費税込み)

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			1,945,904	72,600	2,018,504
	1 建設改良費		1,377,661	72,600	1,450,261
		1 公共下水道 整備費	1,342,954	72,600	1,415,554

(消費税込み)

補正予算実施計画説明書

令和7年度北広島市下水道事業会計補正予算（第4号）実施計画説明書
資本的收入及び支出

資本的收入

(単位：千円)

款 項 目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	節		説明
				区分	金額	
1 資本的收入	1,322,973	69,000	1,391,973			
1 企業債	811,982	36,000	847,982			
1 企業債	811,982	36,000	847,982	1 下水道債	36,000	建設改良事業債
2 国庫補助金	450,289	33,000	483,289			
1 国庫補助金	450,289	33,000	483,289	1 国庫補助金	33,000	社会資本整備 総合交付金

(消費税込み)

資本の支出

(単位：千円)

款 項 目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	節		説明
				区分	金額	
1 資本の支出	1,945,904	72,600	2,018,504			
1 建設改良費	1,377,661	72,600	1,450,261			
1 公共下水道 整備費	1,342,954	72,600	1,415,554			
				16 委託料	55,000	耐震診断委託料
				27 工事請負費	17,600	污水管渠更生 工事

(消費税込み)

議案第 25 号

令和 8 年度北広島市一般会計予算

令和 8 年度北広島市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 35,321,911 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した報酬、職員手当等、共済費及び災害補償費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での当該経費の各項の間の流用とする。

令和 8 年 2 月 16 日提出

北広島市長 上野 正三

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		9,698,830
	1 市民税	3,805,739
	2 固定資産税	4,524,867
	3 軽自動車税	144,752
	4 市たばこ税	437,478
	5 入湯税	28,962
	6 都市計画税	757,032
2 地方譲与税		220,098
	1 地方揮発油譲与税	41,000
	2 自動車重量譲与税	169,000
3 森林環境譲与税		10,098
	1 地方揮発油譲与税	41,000
	2 自動車重量譲与税	169,000
3 利子割交付金		16,000
	1 利子割交付金	16,000
	3 森林環境譲与税	10,098
4 配当割交付金		30,000
	1 配当割交付金	30,000
5 株式等譲渡所得割交付金		48,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	48,000
6 法人事業税交付金		138,000
	1 法人事業税交付金	138,000
7 地方消費税交付金		1,804,000
	1 地方消費税交付金	1,804,000
8 ゴルフ場利用税交付金		196,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	196,000
9 環境性能割交付金		3,000
	1 環境性能割交付金	3,000
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		1,500
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,500
11 地方特例交付金		105,000
	1 地方特例交付金	105,000
12 地方交付税		5,423,000
	1 地方交付税	5,423,000
13 交通安全対策特別交付金		9,000
	1 交通安全対策特別交付金	9,000
14 分担金及び負担金		84,283
	1 負担金	84,283
15 使用料及び手数料		526,923
	1 使用料	223,092
	2 手数料	303,831
16 国庫支出金		7,514,136

(単位：千円)

款	項	金額
	1 国庫負担金	4,214,049
	2 国庫補助金	3,282,584
	3 委託金	17,503
17 道支出金		2,451,474
	1 道負担金	1,763,566
	2 道補助金	596,124
	3 委託金	91,784
18 財産収入		254,464
	1 財産運用収入	75,917
	2 財産売却収入	178,547
19 寄附金		1,101,330
	1 寄附金	1,101,330
20 繰入金		1,358,792
	1 基金繰入金	1,358,792
21 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
22 諸収入		957,781
	1 延滞金加算金及び過料	6,710
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	266,412
	4 受託事業収入	467,282
	5 雑入	217,376
23 市債		3,280,300
	1 市債	3,280,300
歳入	合計	35,321,911

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		177,532
	1 議会費	177,532
2 総務費		2,732,629
	1 総務管理費	868,266
	2 企画費	1,656,494
	3 徴税費	120,703
	4 戸籍住民基本台帳費	73,694
	5 選挙費	3,215
	6 統計調査費	6,155
	7 監査委員費	4,102
3 民生費		12,053,230
	1 社会福祉費	4,895,352
	2 児童福祉費	4,498,215
	3 医療給付費	1,686,116
	4 生活保護費	973,547
4 衛生費		1,917,697
	1 保健衛生費	631,339
	2 清掃費	1,286,358
5 農林水産業費		151,304
	1 農業費	139,908
	2 林業費	11,396
6 商工労働費		374,523
	1 商工費	357,437
	2 労働費	17,086
7 土木費		7,830,094
	1 土木管理費	37,224
	2 道路橋梁費	2,675,931
	3 河川費	4,565
	4 都市計画費	5,066,767
	5 住宅費	45,607
8 消防費		468,397
	1 消防費	468,397
9 教育費		2,641,337
	1 教育総務費	626,412
	2 小学校費	288,674
	3 中学校費	264,262
	4 社会教育費	467,438
	5 保健体育費	994,551
10 公債費		2,624,451
	1 公債費	2,624,451
11 諸支出金		54,004

(単位：千円)

款	項	金額
	1 公営企業費	54,004
12 職員費		4,246,713
	1 職員費	4,246,713
13 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出	合 計	35,321,911

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	2 企画費	ふれあい学習センター 改修事業	415,658	令和8年度	207,829
				令和9年度	207,829
7 土木費	2 道路橋梁費	市道整備事業（輪厚三 島線道路改築事業）	363,922	令和8年度	145,569
				令和9年度	218,353

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事	項	期	間	限度額
議会会議録作成委託		令和8年度から 令和9年度まで 2年間以内		2,654
議会広報印刷製本委託		令和8年度から 令和9年度まで 2年間以内		2,422
自動車借上経費（総務課）		令和8年度から 令和10年度まで 3年間以内		2,470
基幹系端末更新経費		令和8年度から 令和13年度まで 6年間以内		113,920
総合内部情報システム借上経費		令和8年度から 令和13年度まで 6年間以内		29,206
認証サーバー借上経費		令和8年度から 令和13年度まで 6年間以内		11,736
印刷機更新経費		令和8年度から 令和12年度まで 5年間以内		6,668
内部系端末更新経費		令和8年度から 令和12年度まで 5年間以内		1,174
出張所等ネットワーク機器更新経費		令和8年度から 令和12年度まで 5年間以内		9,232

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
消防本部ネットワーク機器更新経費	令和8年度から 令和12年度まで 5年間以内	7,324
自動車借上経費（子ども発達支援センター）	令和8年度から 令和10年度まで 3年間以内	872
自動車借上経費（保険年金課）	令和8年度から 令和10年度まで 3年間以内	622
火葬場管理業務委託	令和8年度から 令和9年度まで 2年間以内	13,376
一般廃棄物収集運搬業務委託	令和8年度から 令和9年度まで 2年間以内	315,931
ミックスペーパー回収業務委託	令和8年度から 令和9年度まで 2年間以内	5,115
指定ごみ袋作製業務委託	令和8年度から 令和9年度まで 2年間以内	49,452
粗大ごみ受付業務委託	令和8年度から 令和13年度まで 6年間以内	97,285
市道維持及び除雪委託	令和8年度から 令和9年度まで 2年間以内	896,786
交通結節点形成事業立体遊歩道等整備経費	令和8年度から 令和9年度まで 2年間以内	1,650,000
自動車借上経費（都市整備課）	令和8年度から 令和9年度まで 2年間以内	874
消防活動用資機材整備経費	令和8年度から 令和12年度まで 5年間以内	6,004

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
救命処置訓練用資機材整備経費	令和8年度から 令和12年度まで 5年間以内	1,806
自動車借上経費（社会教育課）	令和8年度から 令和9年度まで 2年間以内	2,376
芸術文化ホール舞台吊物装置借上経費	令和8年度から 令和18年度まで 11年間以内	68,780
芸術文化ホール再整備調査委託	令和8年度から 令和9年度まで 2年間以内	91,000
図書館デジタル印刷機借上経費	令和8年度から 令和9年度まで 2年間以内	218
自動車借上経費（学校給食センター）	令和8年度から 令和9年度まで 2年間以内	396

第4表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市民バス更新事業債	14,200	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。
旧給食センター跡地駐車場整備事業債	15,900			
大曲出張所照明LED化事業債	500			
コミュニティ施設改修事業債	4,700			
ふれあい学習センター改修事業債	187,000			
保育所等整備事業債	8,700			
子育て支援施設照明LED化事業債	5,000			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ゼロカーボン推進事業債	36,000	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。
クリーンセンター施設更新事業債	11,400			
家庭ごみ適正処理推進事業債	24,400			
農業用排水路施設改修事業債	18,000			
農業用排水路浚渫事業債	9,800			
排水機場照明LED化事業債	15,100			
市道整備事業債	294,000			
環境低負荷型道路照明設置事業債	23,200			
輪厚三島線道路改築事業債	76,100			
生活道路整備事業債	47,900			
除雪車等購入事業債	2,400			
舗装補修事業債	71,300			
橋梁等長寿命化事業債	123,400			
市道交差点補修事業債	25,600			
東西連絡橋施設改修事業債	40,700			
中の沢川外浚渫事業債	3,800			
都市公園整備事業債	60,500			
交通結節点形成事業債	1,682,900			
公営住宅長寿命化事業債	6,600			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市営住宅照明LED化事業債	16,900	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。
自転車駐車場改修事業債	1,900			
消防水利整備事業債	19,100			
札幌圏消防通信指令共同整備事業債	12,700			
消防車両等更新事業債	110,000			
消防指令システム更新事業債	33,000			
救急業務効率化事業債	8,500			
学校ICT環境整備事業債	57,100			
西部地区義務教育学校整備事業債	91,500			
西部小学校講堂防音機能復旧事業債	9,900			
双葉小学校施設改修事業債	14,100			
大曲中学校校舎防音機能復旧事業債	7,800			
中学校放送設備整備事業債	2,800			
中学校給食調理場等設備更新事業債	85,900			
合 計	3,280,300			

議案第26号

令和8年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度北広島市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,886,074千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次に掲げる経費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での当該経費の各項の間の流用とする。

- (1) 総務費の各項に計上した報酬、職員手当等及び共済費
- (2) 保険給付費の各項に計上した経費

令和8年2月16日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		847,062
	1 一般被保険者国民健康保険税	847,062
2 道支出金		4,520,636
	1 道負担金	4,520,636
3 繰入金		509,861
	1 他会計繰入金	508,225
	2 基金繰入金	1,636
4 諸収入		8,201
	1 延滞金加算金及び過料	2,000
	2 雑入	6,201
5 財産収入		313
	1 財産運用収入	313
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入	合 計	5,886,074

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		51,698
	1 総務管理費	38,887
	2 徴税費	12,811
2 保険給付費		4,433,969
	1 療養諸費	3,767,042
	2 高額療養費	653,922
	3 出産育児諸費	10,005
	4 葬祭諸費	3,000
3 国民健康保険事業費納付金		1,287,674
	1 医療給付費分	938,204
	2 後期高齢者支援金等分	247,364
	3 介護納付金分	74,632
	4 子ども・子育て支援納付金分	27,474
4 保健事業費		82,419
	1 保健事業費	82,419
5 基金積立金		314
	1 基金積立金	314
6 公債費		23,000
	1 財政安定化基金償還金	23,000
7 諸支出金		4,000
	1 償還金及び還付加算金	4,000
8 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳 出	合 計	5,886,074

議案第 27 号

令和 8 年度北広島市霊園事業特別会計予算

令和 8 年度北広島市の霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 38,946 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 16 日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		18,219
	1 使用料	18,219
2 財産収入		33
	1 財産運用収入	33
3 繰入金		20,694
	1 基金繰入金	20,694
歳 入	合 計	38,946

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 霊園事業費		30,155
	1 霊園事業費	30,155
2 公債費		8,491
	1 公債費	8,491
3 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出	合 計	38,946

議案第 28 号

令和 8 年度北広島市介護保険特別会計予算

令和 8 年度北広島市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5, 478, 874 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した報酬、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での当該経費の各項の間の流用とする。

令和 8 年 2 月 16 日提出

北広島市長 上 野 正 三

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介護保険料		1,156,510
	1 介護保険料	1,156,510
2 国庫支出金		1,196,618
	1 国庫負担金	888,899
	2 国庫補助金	307,719
3 支払基金交付金		1,397,647
	1 支払基金交付金	1,397,647
4 道支出金		777,693
	1 道負担金	710,009
	2 道補助金	67,684
5 財産収入		5,155
	1 財産運用収入	5,155
6 繰入金		945,248
	1 一般会計繰入金	847,356
	2 基金繰入金	97,892
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		2
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 雑入	1
歳 入 合 計		5,478,874

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		80,719
	1 総務管理費	6,918
	2 賦課徴収費	7,149
	3 介護認定費	66,652
2 保険給付費		4,919,775
	1 保険給付費	4,919,775
3 地域支援事業費		465,196
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	193,449
	2 一般介護予防事業費	63,306
	3 包括的支援事業費	132,847
	4 任意事業費	75,594
4 保健福祉事業費		5,028
	1 保健福祉事業費	5,028
5 基金積立金		5,156
	1 基金積立金	5,156
6 諸支出金		1,500
	1 償還金及び還付加算金	1,500
7 予備費		1,500
	1 予備費	1,500
歳 出	合 計	5,478,874

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
自動車借上経費（高齢者支援課）	令和8年度から 令和9年度まで 2年間以内	1,280
きたひろ健康ポイントデジタル管理業務 委託	令和8年度から 令和10年度まで 3年間以内	52,800

議案第 29 号

令和 8 年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度北広島市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 467, 770 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 16 日提出

北広島市長 上 野 正 三

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,141,682
	1 後期高齢者医療保険料	1,141,682
2 繰入金		325,362
	1 一般会計繰入金	325,362
3 諸収入		725
	1 償還金及び還付加算金	700
	2 雑入	1
	3 延滞金、加算金及び過料	24
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入	合計	1,467,770

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		14,835
	1 総務管理費	9,780
	2 徴収費	5,055
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,451,235
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,451,235
3 諸支出金		700
	1 償還金及び還付加算金	700
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	1,467,770

議案第30号

令和8年度北広島市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度北広島市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	24,328 件
(2) 年間総配水量	5,792,300 m ³
(3) 1日平均配水量	15,869 m ³
(4) 主要な建設改良事業等	
ア 配水施設電気計装・機械設備更新事業	134,959 千円
イ 老朽管更新事業	213,460 千円
ウ 重要給水施設配水管耐震化事業	83,500 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,463,002 千円
第1項 営業収益	1,345,803 千円
第2項 営業外収益	117,199 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	1,427,100 千円
第1項 営業費用	1,382,521 千円
第2項 営業外費用	39,279 千円
第3項 特別損失	300 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 348,446 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 47,365 千円、過年度分損益勘定留保資金 351 千円、当年度分損益勘定留保資金 248,730 千円、減債積立金 52,000 千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	449,914 千円
第1項 企業債	404,600 千円
第2項 国庫補助金	25,000 千円
第3項 工事負担金	20,314 千円

支 出

第1款 資本的支出	798,360 千円
第1項 建設改良費	527,663 千円
第2項 固定資産購入費	115,295 千円
第3項 企業債償還金	154,665 千円
第4項 返還金	737 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
検針・収納等業務委託	令和8年度から令和14年度まで	389,780 千円
自動車借上経費 (5台)	令和8年度から令和10年度まで	5,977 千円
AED借上	令和8年度から令和12年度まで	297 千円
水道管理センター遠方監視制御設備更新工事	令和8年度から令和9年度まで	297,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	404,600 千円	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	起債の日から40年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし必要に応じ繰上償還することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

144,527 千円

(他会計からの補助金等)

第10条 水道事業の運営経費に充てるため、一般会計からこの会計へ受け入れる補助金等の金額は、1,608 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、70,776 千円と定める。

令和8年2月16日提出

北広島市長 上野正三

議案第31号

令和8年度北広島市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度北広島市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	7,500,000 m ³
(2) 主要な建設改良事業等	
ア 管渠整備事業	596,257 千円
イ 処理場整備事業	404,000 千円
ウ ポンプ場整備事業	472,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	下水道事業収益	2,332,161 千円
第1項	営業収益	1,311,812 千円
第2項	営業外収益	1,020,349 千円
		支 出
第1款	下水道事業費用	2,285,789 千円
第1項	営業費用	2,204,504 千円
第2項	営業外費用	75,985 千円
第3項	特別損失	300 千円
第4項	予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 633,455 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 89,872 千円、過年度分損益勘定留保資金 8,161 千円、当年度分損益勘定留保資金 475,422 千円及び減債積立金 60,000 千円で補填するものとする。）。

		収 入
第1款	資本的収入	1,444,949 千円
第1項	企業債	898,914 千円
第2項	国庫補助金	486,481 千円
第3項	他会計出資金	55,838 千円
第4項	分担金及び負担金	3,716 千円

支 出

第1款	資本的支出	2,078,404 千円
第1項	建設改良費	1,513,379 千円
第2項	固定資産購入費	4,263 千円
第3項	企業債償還金	560,262 千円
第4項	長期貸付金	500 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
アクア・バイオマスセンター3系水処理施設機械設備更新工事その3	令和8年度から令和9年度まで	432,000 千円
アクア・バイオマスセンター3系水処理施設電気設備更新工事その3	令和8年度から令和9年度まで	414,000 千円
大曲ポンプ場受変電設備更新工事	令和8年度から令和9年度まで	287,000 千円
アクア・バイオマスセンター汚泥脱水機棟機械設備更新工事	令和8年度から令和10年度まで	736,000 千円
アクア・バイオマスセンター汚泥脱水機棟電気設備更新工事	令和8年度から令和10年度まで	570,000 千円
AED借上	令和8年度から令和12年度まで	297 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	898,914 千円	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	起債の日から40年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし必要に応じ繰上償還することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

120,523千円

(他会計からの補助金等)

第10条 下水道事業の運営経費に充てるため、一般会計からこの会計へ受け入れる補助金等の金額は、566,153千円である。

令和8年2月16日提出

北広島市長 上野正三